

基準2 教育組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学科の構成が，教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点に係る状況）

本校は，我が国の工業発展を支える実践的技術者の養成を目的としている。要素技術である機械工学，電気電子工学，電子情報工学，生物応用化学及び材料工学の各分野に精通した実践的技術者を養成するため，高等専門学校設置基準に基づき，機械工学科，電気電子工学科，電子情報工学科，生物応用化学科及び材料工学科の5つの学科を置いている（資料2-1-①-1）。各々の学科が独自の学習・教育目標を設けている（資料2-1-①-2）。これらの学習・教育目標は，(A)技術者としての姿勢（視野，技術者倫理，意欲），(B)基礎・専門の知識とその応用力（基礎，専門，展開），(C)コミュニケーション能力（発表，英語）の項目より構成されており，その内容は，本校の教育理念等の目的を反映したものである（資料2-1-①-3）。

資料2-1-①-1

本校の学科構成

学 科	学級数	入学定員
機 械 工 学 科	1	40人
電 気 電 子 工 学 科	1	40人
電 子 情 報 工 学 科	1	40人
生 物 応 用 化 学 科	1	40人
材 料 工 学 科	1	40人

（出典 平成24年度学生便覧p.62）

各学科の学習・教育目標

機械工学科 学習・教育目標

本学科の卒業生は、産業界で活躍できる**実践的機械技術者**として、以下の**姿勢・知識・技術・能力**を身に付けている必要がある。

(A) 技術者としての姿勢 (a, b, e, g)

- <視野> 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺める。(a)
- <技術者倫理> 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚する。(b)
- <意欲> 習得した知識・技術・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習する。(e, g)

(B) 基礎・専門の知識・技術とその応用力 (c, d, e, h)

- <基礎> 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。(c)
- <専門> 機械主要分野の専門基礎知識、および機械分野の諸問題解決に必要な専門知識・技術を身に付けている。(d)
- <展開> 習得した知識・技術をもとに創造性を発揮し、限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。(c, d, e, h)

(C) コミュニケーション能力 (f)

- <発表> 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。(f)
- <英語> 英語による基本的なコミュニケーションができる。(f)

注:文末のアルファベットはJABEEの基準1(1)との対応関係を示す。

電気電子工学科(電気工学科) 学習・教育目標

本学科の卒業生は、基礎理論と十分なる実験・実習技術を背景に、工業分野で活躍できる**実践的技術者**として以下の**知識・技術・能力**を身につけている必要がある。

(A) 技術者としての姿勢 (a, b, e, g)

- <視野> 地球人としての視野をもって自己と世界の関係を理解し、地球規模で物事を眺める。(a)
- <技術者倫理> 技術が人類・社会・自然におよぼす影響や生産により生じる環境と社会の変化を認識し責任を自覚する。(b)
- <意欲> 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習する。(e, g)

(B) 基礎・専門の知識とその応用力 (c, d, e, h)

- <基礎> 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。(c)
- <専門> 電気・電子・情報通信分野の基礎理論、基礎技術の知識を習得している。(d)
- <展開> 習得した知識をもとに創造性を発揮し、限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。(c, d, e, h)

(C) コミュニケーション能力 (f)

- <発表> 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。(f)
- <英語> 英語による基本的なコミュニケーションができる。(f)

注:文末のアルファベットはJABEEの基準1(1)との対応関係を示す。

電子情報工学科 学習・教育目標

電子情報工学科では、電気・電子および情報・通信の理論と技術に基づく教育を行う。

そのために、高専教育の特徴である早期5ヶ年一貫教育により、電子情報工学に関する知識と、豊富な実験技術を習得した実践的技術者を育成する。

本学科の学生は、以下の姿勢のもとに知識・能力の修得を目指す。

(A) **技術者としての姿勢** (a, b, e, g)

- <視野> 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺める。(a)
- <技術者倫理> 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚する。(b)
- <意欲> 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自立的に学習する。(e, g)

(B) **基礎・専門の知識とその応用力** (c, d, e, h)

- <基礎> 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。(c)
- <専門> 電子情報工学と関連分野の知識を習得している。(d)
- <展開> 習得した知識をもとに創造性を発揮し、電気・電子および情報・通信技術を融合し、新たな価値を生み出す能力を習得している。(c, d, e, h)

(C) **意思伝達・討論能力** (f)

- <発表> 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。(f)
- <英語> 英語による技術文書の記述・読解ができる。(f)

※ 文末のアルファベットはJABEEの基準1(1)との対応関係を示す。

生物応用化学科 学習・教育目標

生物応用化学科では、5年一貫教育により、化学および生物化学に関する専門知識と、豊富な実験技術を身に付けた実践的技術者を育成する。生物応用化学科の卒業生は、以下の姿勢・知識・能力を身につけている必要がある。

(A) **技術者としての姿勢** (a, b, e, g)

- <視野> 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺める。(a)
- <技術者倫理> 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚する。(b)
- <意欲> 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自立的に学習する。(e, g)

(B) **基礎・専門の知識とその応用力** (c, d, e, h)

- <基礎> 数学、自然科学および情報技術の知識を習得している。(c)
- <専門> 化学および生物化学に関する専門知識・実験技術を習得している。(d)
- <展開> 習得した知識をもとに創造性を発揮し、限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。(c, d, e, h)

(C) **コミュニケーション能力** (f)

- <発表> 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。(f)
- <英語> 英語による基本的なコミュニケーションができる。(f)

注: 文末のアルファベットは JABEEの基準1(1)との対応関係を示す。

この目標は、学科1年次から5年次の学生を対象としたものであり、専攻科までを対象とした「『複合型生産システム工学』教育プログラム」の学習・教育目標の一部分をなすものである。

材料工学科 学習・教育目標

中京地区の特色でもある材料に関連の深い工業技術分野からの要請に基づき、**材料工学に関する基礎理論と実験技術**を背景に各種工業分野で活躍できる実践的技術者として以下の知識・技術・能力を身につけている必要がある。

(A) 技術者としての姿勢 (a,b,e,g)

<視野> 多様性を積極的に肯定し、グローバルな視点から多角的に物事を見つめ考察できる。(a)

<技術者倫理> 材料の製造・利用・廃棄に関する技術が社会および自然に及ぼす影響を把握し、技術者として社会に対し果たさなければならない責任を自覚できる。(b)

<意欲> 技術の進歩に対応して最新の情報を収集・理解し、社会の新たなニーズに合った課題を見いだし、自主的・継続的に学習できる。(e, g)

(B) 基礎・専門の知識とその応用力 (c, d, e, h)

<基礎> 材料工学の基本を理解し諸問題を解決するために必要な数学、自然科学、情報技術に関する知識と応用力を習得している (c)

<専門> 材料の構造・性質・機能および製造・加工についての基本を理解し、その利用や新しい材料の開発、材料に関連した諸問題の解決に応用できる。(d)

<展開> 身に付けた科学・技術や知識・情報により創造力を発揮し、限られた条件の下に自らの課題について実験を計画・遂行し、その成果をまとめることができる。(c, d, e, h)

(C) コミュニケーション能力 (f)

<発表> 自らの課題に対して日本語により論理的に記述・伝達・討論できる (f)

<英語> 英語による基本的なコミュニケーションができる。(f)

注:文末のアルファベットは JABEEの基準1(i)との対応関係を示す。

(出典 平成24年度学生便覧p. 34-36)

学習・教育目標と本校の教育理念等との対応表

本校の「教育目的」		教育理念				養成すべき人材像				教育に関する方針, 目標
		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	
(A)	<視野>	○				○				
	<技術者倫理>	○								
	<意欲>			○	○	○				
(B)	<基礎>		○				○			○
	<専門>		○				○			○
	<展開>			○				○		
(C)	<発表>								○	
	<英語>								○	○

<注>○印は該当箇所を示す

(出典 平成17年度機関別認証評価自己評価書p. 218 資料 2 - 1 - ① - 3)

(分析結果とその根拠理由)

本校の学科は、我が国の工業発展を支える工学系の主要な5分野から構成されている。各学科においては、社会からの要請にも適合した明確な学習・教育目標のもとで教育を行い、かつ、各学科の学

習・教育目標と本校の「教育目的」とが対応している。以上のことから、学科の構成は、学校全体が目指す教育の目的を達成する上で十分に適切なものとなっている。

観点 2-1-②： 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校は、学科教育において身に付けた専門知識・専門技術を更に展開できるよう、学校教育法の規定に基づき、専攻科に電子機械工学専攻（主に機械工学科，電気電子工学科及び電子情報工学科の出身者を対象），応用物質工学専攻（主に生物応用化学科及び材料工学科の出身者を対象）の2専攻を設置している（資料2-1-②-1）。資料2-1-②-2に示す専攻科の学習・教育目標（「複合型生産システム工学」教育プログラム（2003年度，JABEE認定）の学習・教育目標）は、本校専攻科の教育理念等の目的を反映したものである（資料2-1-①-3）。

資料 2-1-②-1

本校の専攻科の構成

専 攻	入 学 定 員
電子機械工学専攻	12人
応用物質工学専攻	8人

(出典 平成24年度学生便覧p. 62)

資料 2-1-②-2

「複合型生産システム工学」学習・教育目標

高専教育の特徴である早期7年一貫教育により、主となる専門分野（機械，電気・電子・情報，化学・生物，材料）の知識に加えて、中京地区の伝統的特徴である素材から工業製品に至る“ものづくり”に必要な生産システムに関する工学基礎知識，豊富な実験技術および新たな価値を創り出すことができる力*を身に付け，国際的に活躍できる実践的技術者を育成する。本プログラムの修了者は，以下の姿勢・知識・能力を身に付けている必要がある。

* 社会のニーズに対応して有用な製品や良質のサービスを実現するため，習得した知識・技術をもとに自ら進んで，技術的諸問題の解決や新たな“ものづくり”に取り組める能力

(A)技術者としての姿勢 (a, b, e, g)

<視野> 自己と世界の関係を理解し地球規模で物事を眺めることができる。(a)

人文・社会科学及び外国語の学習を通して，世界の歴史や文化，社会のしくみの違いを認識し，幅広い視野から物事を考えることができる。また，社会における自分自身，世界における日本の位置付けを理解し，他者他国の立場から物事を考えることができる。

<技術者倫理> 生産により生じる環境と社会への影響を認識し責任を自覚できる。(b)

資料 2 - 1 - ② - 2 続き

技術者としての倫理観を身に付け、人類の生産活動によって生じた環境の破壊や技術者のモラルの欠如によって生じた重大事故等の事例を通して、技術者の社会的責任を理解できる。

<意欲> 習得した知識・能力を超える問題に備えて、継続的・自律的に学習できる。(e, g)

急速に進展する技術社会に対応できるよう、生涯にわたり自発的に学習する姿勢を身に付けて、知識・経験を継続的に積み上げることができる。

(B)基礎・専門の知識とその応用力 (c, d, e, h)

<基礎> 数学，自然科学および情報技術の知識を習得し，それを活用できる。(c)

数学，自然科学および情報技術の知識として

- ・ 数学：微分積分，代数学，微分方程式等に関する知識
- ・ 自然科学：一般物理，一般化学に関する知識
- ・ 情報技術：情報基礎に関する知識

の内容を習得し，それを活用することができる。

<専門> 基礎工学および主となる専門分野に加えて，生産システムに関する専門工学（生産・素材・計測に関する工学ならびに知識に関する工学）の知識を習得し，それを活用できる。(d)

「基礎工学」として

- ・ 設計・システム系科目
- ・ 情報・論理系科目
- ・ 材料・バイオ系科目
- ・ 力学系科目
- ・ 社会技術系科目

の内容を習得し，それを活用することができる。

「主となる専門分野の知識（実験技術を含む）」として

- ・ 機械：機械工学に関する知識
- ・ 電気・電子・情報：電気工学・電子工学・情報工学に関する知識
- ・ 化学・生物：応用化学・生物化学に関する知識
- ・ 材料：材料工学に関する知識

のいずれかの内容を習得し，それを活用することができる。

「生産システムに関する専門工学の知識」として

- ・ 生産に関する工学：生産・製造方法等に関連する知識
- ・ 素材に関する工学：材料の種類、特性・性質等に関連する知識
- ・ 計測に関する工学：計測技術に関連する知識
- ・ 知識に関する工学：効率的な問題解決システムの構築または利用に関連する知識の内容を習得し，それを活用することができる。

<展開> 習得した知識をもとに創造性を発揮し，限られた時間内で仕事を計画的に進めまとめることができる。

(c, d, e, h)

資料 2 - 1 - ② - 2 続き

主となる専門分野および生産システムに関する知識をもとに、解決すべき問題に対して創造性を発揮し、解決法をデザインできる。また、その解決法を計画的に実行し、限られた時間内でレポート、論文等にまとめることができる。

(C) コミュニケーション能力 (f)

〈発表〉 自らの取り組む課題に関する成果・問題点等を論理的に記述・伝達・討論できる。(f)

卒業研究論文、特別研究論文を論理的に記述することができる。与えられた時間内で、電子機器等を効果的に利用して卒業研究および特別研究の成果を口頭で発表でき、討論ができる。

〈英語〉 英語による基本的なコミュニケーションができる。(f)

専門領域に関する英語で書かれた文献の内容を理解することができ、卒業研究論文、特別研究論文の要旨を英語で記述することができる。また、特別研究の口頭での概要説明を経験している。

(備考)

文末のアルファベットは、日本技術者教育認定機構 (JABEE) の基準 1(1) との対応関係を示す。

(出典 平成24年度学生便覧p. 176-178)

(分析結果とその根拠理由)

本校は、学校教育法及び高等専門学校設置基準を満たす専攻科を設置している。また、専攻科の学習・教育目標は国際的に活躍できる実践的技術者の養成であり、本校の「教育目的」と整合している。以上のことから、専攻科の構成は、学校全体が目指す教育の目的を達成する上で十分に適切なものとなっている。

観点 2 - 1 - ③： 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校は、教育の目的を達成するための全学的なセンターとして、(1)情報処理センター、(2)実習センター、(3)共同研究推進センターを設置している。

〈情報処理センター〉低学年のコンピュータリテラシーについての基礎情報処理教育や専門学科での情報処理応用教育など、教育・研究を行うための全学科共通施設として利用されている。また、学内外への情報発信及び校内ネットワーク環境の管理という重要な役割を担っている。eラーニングプラットフォームであるMoodleの運用も行っている(資料 2 - 1 - ③ - 1 ~ 7)。

情報処理センター規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 7 条の規定に基づき、情報処理センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 電子計算機の運用及び保守に関すること。
- (2) 電子計算機による情報処理教育の支援に関すること。
- (3) 電子計算機の利用に関する調査、研究開発及び利用者教育に関すること。
- (4) 他機関の情報処理センター等の利用に関すること。
- (5) 学内外ネットワークの管理、運用に関すること。
- (6) ホームページの作成に関すること。
- (7) 校内 LAN の活用推進に関すること
- (8) その他センターの運営に必要な事項

(センター長及び副センター長)

第 3 条 センターに、センター長及び副センター長を置き、校長が指名する。

- 2 センター長は、校長の命を受けてセンターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐する。
- 4 センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(センター職員)

第 4 条 センターに技術職員若干名を置く。

- 2 センター職員は、センター長の命を受けてセンターの業務を処理する。

(情報処理センター運営協力会議)

第 5 条 情報管理委員会で審議された事項、情報セキュリティに関する事項、情報処理センターの運営、業務の企画立案、連絡調整並びにその実施を図るため、情報処理センター運営協力会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議の構成員は、センター長、副センター長、教養教育科及び各学科から選出された教員、センター職員及びセンター長が指名する事務職員とする。
- 3 センター長は、必要に応じ会議を開催し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 センターに関する庶務は、関係課の協力を得て総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営その他必要な事項は、情報委員会等の議を経て、校長が別に定める。

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 情報処理センター規則)

情報処理センター利用内規

情報処理センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を次のように定める。

（使用時間）

1 センターの使用時間は、次のとおりとする。

(1) 春期休業、夏期休業、冬期休業及び臨時休業の日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く期間

平日 8:45～20:00

(2) 春期休業、夏期休業、冬期休業及び臨時休業の日

平日 8:45～17:00

（利用の制限）

2 センター長は、次のいずれかに該当する場合は使用を認めない。

(1) 使用の内容がセンターの業務の範囲外であるとき。

(2) 施設設備の維持・保守及び安全管理上、支障があるとき。

(3) 他の者による利用又は故障などのため、その設備が利用出来ないとき。

(4) その他利用が深夜に及ぶなど、運営上特に支障があると認めるとき。

（利用者の留意事項）

3 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) センターの備品、書類その他の物件に許可無く触れないこと。

(2) センター員が禁止する操作、行為等を行わないこと。

(3) 計算機の操作には、細心の注意を払うこと。

(4) 利用中に機器の故障又は障害が発生したときは、直ちにセンター員に報告すること。

（ネットワーク利用者の留意事項）

4 インターネット等ネットワークの利用者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) いかなる違法行為、及び公序良俗に反する行為を行わないこと。

(2) ネットワークを利用した営利行為を行わないこと。

(3) 本校の品位を傷つける行為を行わないこと。

（経費の負担）

5 センター長は、利用者に必要な経費を負担させる場合がある。

（その他）

6 利用者は、センターの施設・設備を滅失又は損傷したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、利用者が適正な使用上において生じたものについては、この限りではない。

（出典 平成24年度学生便覧p. 161-162）

情報処理センタースタッフ一覧

役職	所属	氏名
センター長	電気電子工学科	川口 雅司
副センター長	情報処理センター	渥美 清隆
	教養教育科	田村陽次郎
	教養教育科	日下 隆司
	機械工学科	白井 達也
	電気電子工学科	北村 登
	電子情報工学科	青山 俊弘
	生物応用化学科	澤田 善秋
	材料工学科	南部 智憲
	教育研究支援室	石原 茂宏
	教育研究支援室	板谷 年也
	総務課	河野 純也

(出典 本校ウェブサイト)

平成23年度 情報処理センター演習室時間割表 (前期)

		演習室1	演習室2		
月	1	メンテナンスのため閉館	メンテナンスのため閉館	演習室時間割(前期)	
	2				
	3	情報処理	エコマテリアル		
	4	(1I)	(2B)		
	昼				
	5	情報処理I	物理化学I		授業時間
	6	(2M)	(4C)		
	7	情報処理I	コンピュータ応用		
	8	(2S)	(5S)		
放	閉館		開放時間		
火	1	情報処理I	化学設備製図		
	2	(2E)	(5C)		
	3	プログラミング言語		閉館	
	4	(3E)			
	昼				
	5	情報処理I	総合実習(3M)	図解RAPIDは第2演習室のみ	
	6	(2C)	機械設備製図		
	7		(4M)		
	8				
放	閉館		利用可能な演習室は、利用状況・メンテナンス作業等により変更があります。掲示板の案内に注意してください。		
水	1	情報処理	情報処理応用		
	2	(1S)	(3M)		
	3	情報処理			
	4	(1E)			
	昼				
	5	情報処理応用	(特活)		
	6	(4C)			
放	閉館				
木	1	技術英語部			
	2	(2DB)			
	3	化学情報工学			
	4	(1B)			
	昼				
	5	情報処理	機械工作実習		
	6	(1M)	(2M)		
	7	情報処理			
8	(1C)				
放	閉館				
金	1		創造工学		
	2			(4M)	
	3				
	4				
	昼				
	5	材料工学実験			
	6		(5S)		
	7				
8					
放	閉館				

(出典 情報処理センター資料)

情報処理センターの活用状況

平成22年1月4日から平成23年2月21日までの情報処理センター演習室の学生の利用状況についてご報告させていただきます。利用状況の対象となる学生数はおよそ1000名、演習室パソコンは104台です。長期休業期間中を除き、利用可能時間は平日の8時40分から20時までです。調査にあたっては、WEBログ解析ソフト"WebLog Expert Lite"を使用しました。

図1に日別訪問者数(利用者数)の統計を示します。例年のことですが、試験期間がある6, 9, 12そして2月に利用者数が多く、長期休業期間がある2, 3, 7, 8そして12月は利用者が少ないことがわかります。図2に24時間別訪問者数(利用者数)の統計を示します。放課後(16:20~)の時間帯より、昼休み(12:20~13:00)の方が利用者が多いことがわかります。また、授業開始(8:50~)前にも一定の利用者数があることがわかります。夜間開館(平日17:00~20:00)の時間帯において、17時をピークに利用者数は段々と減少することがわかります。以上より、本校における演習室利用状況を日別および24時間別の訪問者数という点から明らかにしました。今回の演習室利用状況調査を通じて、学生サービスの向上ならびに本校で推進しているECO活動にお役に立てれば幸いです。

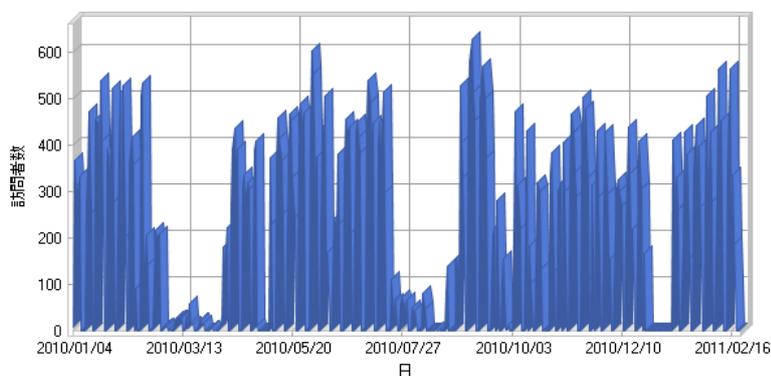


図1 日別訪問者数(利用者数)の統計

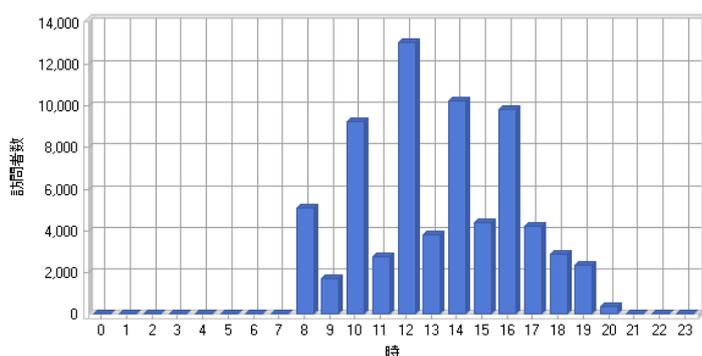


図2 24時間別訪問者数(利用者数)の統計

(出典 平成22年度情報処理センター広報抜粋)

情報処理センターウェブサイト 校内LANの概要と使い方

教職員用・ネットワーク情報**■ 鈴鹿高専LANの概要・使い方**

1. 鈴鹿高専の校内LANをはじめて使われる教職員へ [PDF](#)
2. 校内LANの構成
3. ローカルルール（快適に利用するために）
4. 教職員用サーバ ASTER, ASPEN の便利な利用方法
5. パスワードの変更方法

■ 構内LANにパソコンを接続する

Windows, Mac, UNIX どのOSも基本的には同じ手順です。ウィルス対策とアップデートについてはWindows 用のみ掲載していますが、どのOSでも必要なことですから欠かさず実行してください。

1. 必要な機器
2. 届出/申請書 … 「校内LAN接続届け」を取り寄せます
3. 部局管理者の一覧 … 部局の管理者に相談します
4. コンピューター名の検索 … コンピューター名を決めます

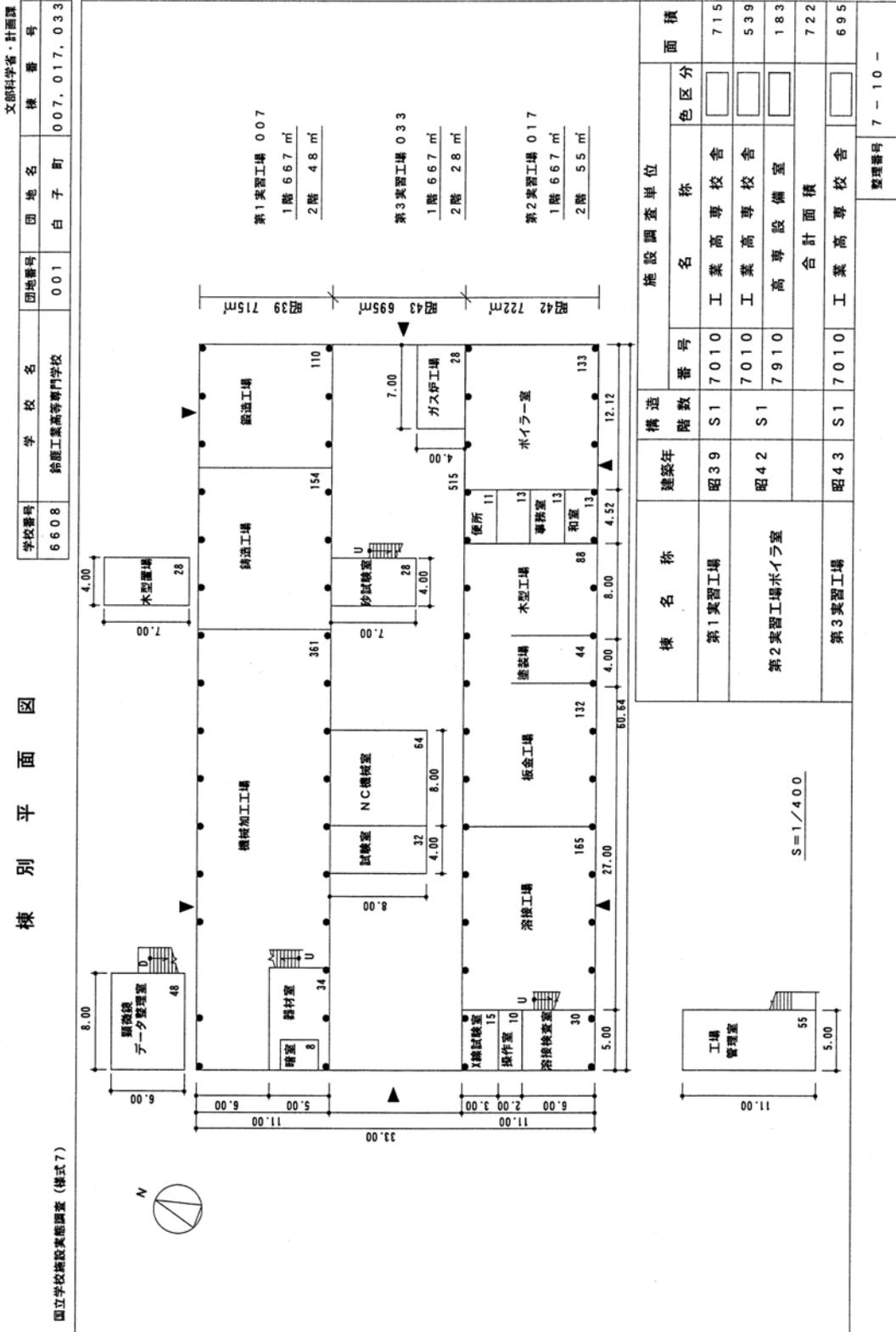
(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 校内LANの概要と使い方)

鈴鹿高専Moodle

(出典 本校ウェブサイト)

〈実習センター〉機械工作関係を中心とした設備を配置しており、実験・実習等の授業で利用されている。また、ロボットコンテストやソーラーカーレースなどの競技に参加するマシンの作製などにも利用され、本校が掲げる創造的・実践的な技術者を育成する施設のひとつとして活用している（資料 2 - 1 - ③ - 8 ~ 11）。平成24年度には、大規模な改修工事を行ってクリエーション工房と名称変更することを予定している（資料 2 - 1 - ③ - 12）。

実習センター平面図



(出典 総務課資料)

実習センター規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 7 条の規定に基づき、実習センター（以下「実習センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 実習センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 実習センターの運営並びに実習用機器、諸材料の運用及び保守に関すること。
- (2) 実習センターにおける学生の教育指導に関すること。
- (3) 実習センターに関する日常の事務処理に関すること。
- (4) その他実習センターの運営に必要な事項

(実習センター長)

第 3 条 実習センターに実習センター長（以下「センター長」という。）を置き、校長が指名する。

2 センター長は、校長の命を受けて実習センターの業務を掌理する。

(実習センター職員)

第 4 条 実習センターに技術職員若干名を置く。

2 実習センター職員は、センター長の命を受けて実習センターの業務を処理する。

(実習センター運営協力会議)

第 5 条 実習センターの運営、業務の企画立案及び連絡調整並びにその実施を図るため、実習センター運営協力会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の構成員は、センター長、教務主事、学生課長及び実習センター職員をもって充て、校長が指名する。

3 センター長は、必要に応じ会議を開催し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 会議の事務は、学生課で処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、実習センターの運営その他必要な事項は、教務委員会の議を経て、校長が別に定める。

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 実習センター規則)

実習センター利用内規

本校実習センター（以下「実習センター」という。）の利用に関し、必要な事項を次のように定める。

（実習センター使用時間）

- 1 実習センターを利用することができる時間は原則として次のとおりとする。

月曜日～金曜日 8:45～16:45

（利用の申請及び承認）

- 2 利用者は、事前に次に定める手続きをとるものとする。

- (1) 別記様式第1の「機械利用願」を遅くとも利用日の3日前までに実習センターへ提出して利用状況表への登載を受けるものとする。
- (2) 利用状況表への登載期限後に実習センターの設備を利用する必要がある場合は、その理由を添えて、「機械利用願」をセンター長に提出して、その許可を得なければならない。
- (3) 利用者が学生で教育課程に基づく授業（卒業研究及び特別研究を除く）以外でセンターを利用する必要がある場合は、指導教員を通じて前号の手続きを行うものとする。
- (4) センター長は、次のいずれかに該当するときは使用を認めないものとする。
 - (イ) 使用の内容が実習センターの業務の範囲外であるとき。
 - (ロ) 施設設備の維持・保守及び安全管理上、支障があるとき。
 - (ハ) 他の者による利用又は故障などのため、その設備が利用できないとき。
 - (ニ) その他利用が深夜に及ぶなど、運営上特に支障があると認めたととき。

（注）学生にあつては、時間外に利用する場合、学生準則及び専攻科学生準則の規則により「施設時間外使用願」を提出しなければならない。

（製作及び修理依頼）

- 3 教職員が実習センターに教育上必要な機器及び製品の製作、その他諸機器の修理等を依頼するときは、別記様式第2の「製作（修理）願」を実習センターへ提出して、実習センター長の承認を受けるものとする。

（利用者の留意事項）

- 4 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 作業服、作業靴、作業帽を着用すること。
- (2) 安全に関する注意事項を遵守すること。
- (3) 実習センターのスタッフの指示を守ること。
- (4) 作業終了後は、使用した機械及びセンター内の清掃を行い原状に復すること。

（経費の負担）

- 5 利用者及び製作（修理）依頼者は、当該利用又は製作（修理）に要した材料費を負担するものとする。

（その他）

- 6 利用者が、その責に帰すべき事由により、実習センターの施設・設備を滅失又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、利用者がその職務を適正に遂行している間に生じたものについては、この限りでない。

（出典 平成24年度学生便覧p. 160-161）

実習センターの活用状況

学科	授業名等	年間利用時間数(授業時間数)				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
機械工学科	工作実習	270	270	270	270	270
	創造工学	60	60	60	60	60
	工学実験	60	60	60	60	60
	その他(卒研等)	398	495	488	363	511
材料工学科	工作実習	60	60	60	60	60
	創造工学	60	60	60	60	60
	その他(卒研等)	17	12	38	22	45
電気電子工学科	工作実習					60
その他(他学科等)		109	145	90	361	387
創造工学演習	ロボコン	753	877	948	982	1223
	エコー	100	131	284	333	421

(出典 実習センター資料)

クリエイション工房改修事業概要 (抜粋)

事業概要

高専に期待される創造性豊かな実践的技術者の育成のため、平成 15 年度より学科を跨いだ実験・創造活動等を実施する創造工学教育を導入しているが、多様化する技術や教育研究内容に対応していく上で、スペースが不足し、日程・安全管理、情報の共有化などに支障をきたしている。このことから、スペースの再配分等を行い、「ものづくり」の基盤施設として機能改善を行い教育環境の充実を図るものである。

① 教育研究等の実績

(1) 本事業で整備した施設を利用しようとする組織が現在行っている教育研究等の概要

【施設を利用する組織・人数：機械・電気電子・材料工学科、専攻科等・350名程度】

本校では、5年一貫で実践的な教育を行い、創造性豊かな実践的技術者としての基礎的な知識と技術を有し社会で主体的に活動できる人材の育成を目標に教育研究活動を実施。

1～3年生においては、機械工学・電気電子工学・材料工学の各学生が、旋盤等の機械加工の基礎からNC・CAM（コンピュータ支援）等の応用加工技術を修得する。4年生の時点で、これまで修得した技術を活用し、学生達が自ら企画立案して一つの製品を作成する「創造工学」を受講する。

この授業では、学生自らが課題に向き合い、問題点等の解決策まで提示ができるよう、教員がサポートを行っている。毎年、学生により30件程度のテーマが立案され、作品の作成を通じ、技術者としての経験を高めている。なお、作成された作品は、学園祭他地域のイベントで展示・実演するなど、社会に広く高専の技術力をアピールするとともに、高専の認知度を高めている。

(2) 具体的な実績等

(a) 創造工学にて作成した作品の一例

- ・実際に乗って走れる5インチ鉄道の製作
- ・スターリングエンジン駆動による大型観覧車の製作
- ・小型たたら炉の作製と操業条件の検討
- ・レーザー加工機による伝統工芸（伊勢型紙）への挑戦
- ・低燃費自動車の開発：アルミハニカムとカーボンによるモノコック構造（競技車輛のボディ）等

(b) 競争的資金の獲得状況：H21：3件 26,431千円，H22：2件 25,300千円

(c) ソーラーカーレース → 2009年度 クラス7位（総合12位）、周回数57
2010年度 クラス7位（総合15位）、周回数79

エコノパワー燃費競技全国大会（エコラン） → 2010年度 13位（大学等クラス）

エコノパワー岐阜 電気自動車競技 → 2010年度 初出場 クラス2位（一般・大学）

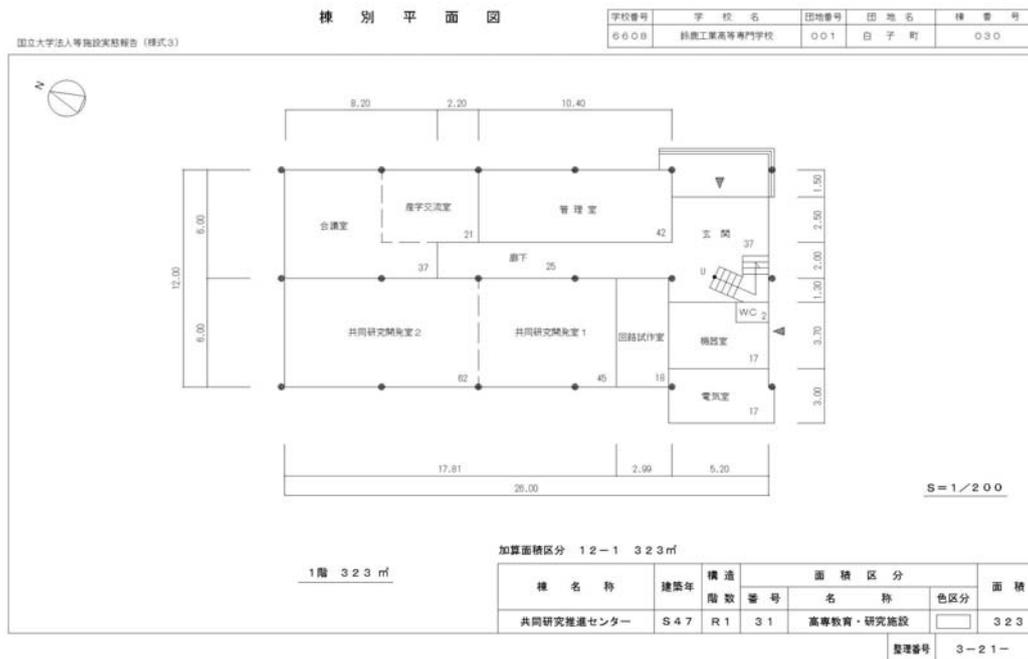
②本事業により見込まれる教育研究等への効果

- ・ 工作機械の合理的な配置を行うことで、教育環境の安全性が向上すると共に、工作の基礎及び実践的な技術力を修得するための実習を効果的・効率的に実施することが可能となる。また、機器の再配置により、共同利用スペース（807㎡）を整備することで、これまで学科毎に開催していた創造工学の講座を全学科の混成で同時開講することが可能となり、学生の連帯感の向上、異なる学科の連携により創造工学の更なる展開が期待できる。
- ・ 独創性と創造性を育成する特別な教育活動である創造的プロジェクト（従来はソーラーカー製作やロボット製作等の課外活動）の場として共同利用スペースを活用することで、学科学年の壁を越えたプロジェクトテーマを導入することが可能となり、新たに燃料電池自動車の製作や風力・水力発電システム開発を行うなど創造教育の一層の向上と充実を図ることができる。
 - ・ 地域社会との共同研究等は技術の多様化が求められるため、多学科にわたる教員・学生の参加が不可欠となっている。現在実施している研究課題として、電動バイクの電費向上や資源再利用に関する研究があるが、試作スペースや小規模プラントの設置場所に苦慮しており、共同利用スペースの整備によりこれらの問題が解決でき、地域社会との連携の活性化、教員・学生の技術力の向上が期待できる。

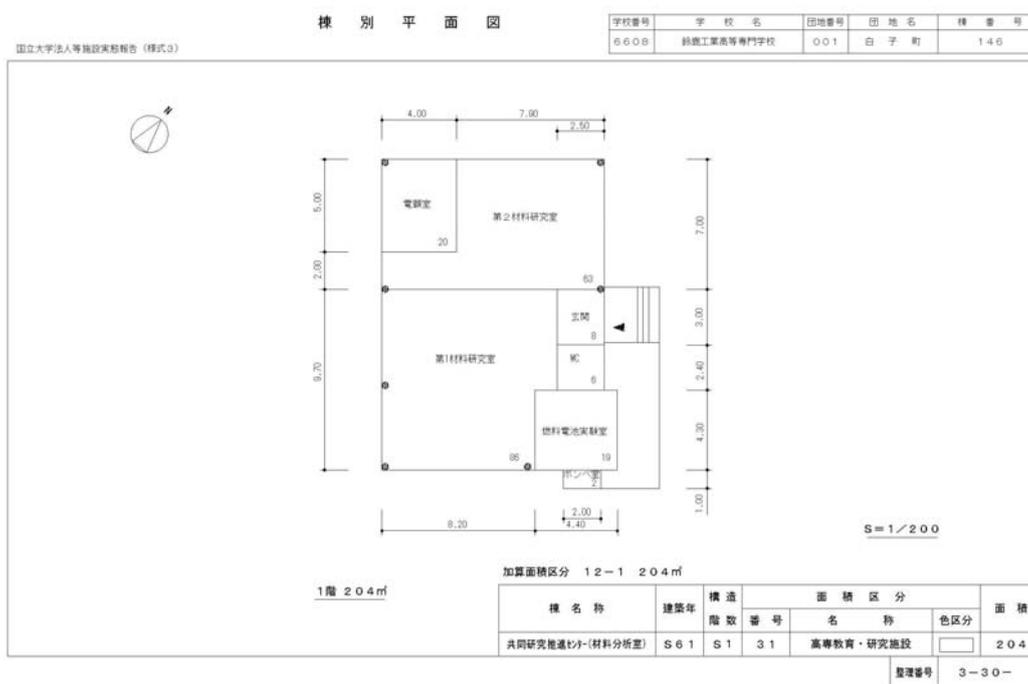
(出典 総務課資料)

〈共同研究推進センター〉地域企業等との連携による共同研究等を円滑に行うための中核施設である。本センター及び附属施設である材料分析室では、大型の共同利用研究機器を設置し、企業等との共同研究のみならず、学生実験、卒業研究、特別研究を実施する専攻科学生及び学科学生の教育・研究、ならびに企業等からの技術相談の場として活用している（資料 2 - 1 - ③ - 13～18）。

共同研究推進センター平面図



資料 2 - 1 - ③ - 13 続き



(出典 総務課資料)

資料 2 - 1 - ③ - 14

共同研究推進センター規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 7 条の規定に基づき、共同研究推進センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、民間等との共同研究取扱規則（平成 16 年規則第 26 号）及び受託研究取扱規則（平成 16 年規則第 27 号）に基づき、民間等外部の機関（地方公共団体を含む。以下「民間機関等」という。）との共同研究等を推進することにより、本校における教育研究の進展に資するとともに、本校、他大学等及び民間機関等の交流の場として地域の発展と産業の振興に寄与することを目的とする。

(共同研究開発室等)

第 3 条 センターに、共同研究開発室、回路試作室及び材料分析室並びに技術相談室を置く。

(業務)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学内共同研究に係る利用に供すること。
- (2) 民間等との共同研究に係る利用に供すること。
- (3) 受託研究に係る利用に供すること。
- (4) 技術相談に関すること。
- (5) 第 1 号から第 3 号に関係する学生の卒業研究及び特別研究に係る利用に供すること。
- (6) 材料分析室における教員の研究並びに学生の教育指導及び研究指導に係る利用に供すること。

資料 2 - 1 - ③ - 14 続き

(7) センターの運営並びに機器、設備の運用及び保守に関すること。

(8) その他センターの運営に必要な事項

(センター長及び副センター長)

第 5 条 センターに、センター長及び副センター長を置き、校長が指名する。

2 センター長は、校長の命を受けてセンターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長を補佐する。

4 センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(センター職員)

第 6 条 センターに技術職員若干名を置く。

2 センター職員は、センター長の命を受けてセンターの業務を処理する。

(共同研究推進センター運営協力会議)

第 7 条 共同研究推進センターの運営、業務の企画立案及び連絡調整並びにその実施を図るため、共同研究推進センター運営協力会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の構成員は、センター長、副センター長、教養教育科及び各学科から選出された者、教育研究支援室長及びセンター職員をもって充て、校長が指名する。

3 センター長は、必要に応じ会議を開催し、その議長となる。

(庶務)

第 8 条 センターに関する庶務は、関係課の協力を得て総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営その他必要な事項は、共同研究・地域貢献推進委員会等の議を経て、校長が別に定める。

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 共同研究推進センター規則)

資料 2 - 1 - ③ - 15

共同研究推進センター利用内規

共同研究推進センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を次のように定める。

(使用できる範囲)

1 センターは、学内共同研究、民間等との共同研究等（近い将来に民間等との共同研究に発展する可能性のあるものを含む。）、技術相談及び共同研究等に係る講演会等並びに共同研究等に関する学生の卒業研究及び特別研究に限り利用することができる。

ただし、材料分析室にあっては、教員の研究並びに学生の教育指導及び研究指導として利用することができる。

(使用できる時間)

2 センターは、24 時間利用することができる。

ただし、材料分析室にあっては、原則として次のとおりとする。

月曜日～金曜日 8:45～18:00

(使用の申請及び承認)

3 センターは、次の区分により使用することができる。

(1) 施設を使用しようとする場合

(イ) 連続して使用できる期間は、1 共同研究につき 6 月以内とする。ただし、再申請により継続して使用することができる。

(ロ) 2 週間以上継続して使用しようとする者は、使用する月の 1 月前までに別記様式第 1 の「共同研究推進センター使用承認願」を庶務課へ提出し、センター長の承認を得なければならない。

資料 2 - 1 - ③ - 15 続き

(ハ) 1週間以上継続して使用しようとする者は、使用する月の前月の10日までに別記様式第2の「共同研究推進センター使用願」を庶務課へ提出し、使用期間及び使用場所を確保することができる。ただし、重複する場合にあっては、センター長又は副センター長の立ち会いの上、抽選による。

(ニ) 前項以外の使用については、ネットワーク上の予定表に記入の上、使用することができる。

(2) 材料分析室の設備を使用しようとする場合

(イ) 設備を利用しようとする者は、別記様式第3の「材料分析室設備使用承認願」を保守責任者（学生にあっては指導教員）の確認を得た上で、センター長又は副センター長に提出し、承認を受けなければならない。承認を受けた者は、ネットワーク上の予定表に記入の上、使用することができる。

(ロ) 民間等との共同研究等により、民間の者が使用する場合にあっては、本学の教員が立ち会う。

(ハ) 学生が使用する場合にあっては、指導教員がその取り扱い及び技術の指導並びに使用に当たっての留意事項について全責任をもつ。

(使用の制限)

4 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは使用を認めないものとする。

- (1) 使用の内容がセンターの業務の範囲外であるとき。
- (2) 施設設備の維持・保守及び安全管理上、支障があるとき。
- (3) 他の者による利用又は故障等のため、その設備が利用できないとき。
- (4) 学生が時間外に使用する場合に、学生準則及び専攻科学生準則に規定する「施設時間外使用願」を提出しなかったとき。
- (5) その他運営上特に支障があると認めたとき。

5 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、共同研究推進センター運営委員会の議を経て、使用の中止を命じることができる。

- (1) 使用の内容がセンターの業務の範囲外であったとき。
- (2) 施設設備の維持・保守及び安全上、支障があると判断したとき。
- (3) 各使用承認願又は使用願の記載に虚偽を発見したとき。
- (4) 次項の「留意事項」を厳守しなかったとき及び他人に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

(留意事項)

6 センターを使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと。
- (2) 火気の取り扱いには十分注意すること。
- (3) 高圧ガスに係る設備を使用するに当たっては、「高圧ガス危害予防規程（昭和61年3月15日制定）」に従うこと。
- (4) みだりに物品を移動させないこと。
- (5) 使用のための準備は、すべて利用者が行うこと。
- (6) 利用者は、整理整頓（清掃を含む。）に努めること。
- (7) 使用終了後（継続使用の場合は、継続使用終了後）は、現状復帰すること。
- (8) 利用者は、毎日、利用日誌に記載すること。
- (9) センターの玄関入り口の鍵は、教養教育科及び各学科で責任をもって管理すること。

(経費の負担)

7 設備使用の際必要な材料等の経費は、次の各号に掲げる区分により負担する。

- (1) 教員の研究の場合にあっては、利用者が負担する。
- (2) 民間等との共同研究等の場合にあっては、共同研究経費により負担する。
- (3) 学生の場合にあっては、各学科又は指導教員が負担する。

(その他)

8 利用者が、その責に帰すべき事由により、センターの施設・設備を滅失又は損傷したときは、これを現状に復帰

資料 2 - 1 - ③ - 15 続き

し、又は、その損害を賠償しなければならない。ただし、利用者がその職務を適正に遂行している間に生じたものについては、この限りでない。

(出典 平成24年度学生便覧p.162-164)

資料 2 - 1 - ③ - 16

共同研究推進センターを活用した授業科目のシラバス

授業科目名	開講年度	担当教員名	学年	開講期	単位数	必・選
材料工学実験	平成 24 年度	材料工学科全教員	5	前期	学修単位 2	必

<p>[授業のねらい]</p> <p>材料を分析する技術は、急速に発展しており、それに対応する人材を育成ことが重要になっている。そこで、この実験では、卒業研究や卒業後においても利用すると考えられる分析・観察・測定装置について、原理を理解し、その取扱い方法と試料作製技術等を修得する。</p>	
<p>[授業の内容]</p> <p>学習・育目標 専門, JABEE 基準 1 (1) (d) (2)a)に対応する</p> <p>(1) 分析・測定・観測技術</p> <p>第 1 週 安全教育</p> <p>第 2～11 週 クラスを班分けして、(i)～(ix) 下記のテーマについて実験を行う。</p> <p>(i) 表面粗さ測定 (井上)</p> <p>(ii) ビデオマイクロscopeを用いた表面解析 (江崎)</p> <p>(iii) 蛍光 X 線分析 (兼松)</p> <p>(iv) FE-SEM を用いた表面観察実験 (小林)</p> <p>(v) ラマン分光による測定実験 (宗内)</p> <p>(vi) Mini-SEM による観測 (南部)</p> <p>(vii) 蛍光および吸収分光分析 (和田)</p>	<p>(viii) 粒度分布測定 (黒田)</p> <p>(ix) 赤外線サーモグラフィによる温度測定 (万谷)</p> <p>(x) X 線回折測定とその解析 (幸後)</p> <p>第 12～15 週 上記のテーマ(i)～(ix)の実験予備日</p> <p>(2) 卒業研究室における基礎的な実験技術の習得 (材料工学科全教員)</p> <p>(1)のテーマの実験以外の時間は、材料工学分野の配属された研究室の指導教官の下で、文献調査や予備実験などに基づき、取り組もうとする卒業研究テーマに関係して、実験装置の設計、測定器具の自作、組み立て、プログラミング、シミュレーション、測定などを行い、技術者としての研究開発能力を培う。</p>
<p>[この授業で習得する「知識・能力」]</p> <p>1. 各実験装置の原理を理解できている。</p> <p>2. 指導教員の立会いのもと、各実験装置の操作や各実験装置に用いる試料の調整が出来る。</p>	<p>3. 卒業研究の目的、意義を明確に理解し、研究テーマに沿って具体的な作業が出来る。</p> <p>4. 先行研究についての継続的の学修が出来る。</p>
<p>[この授業の達成目標]</p> <p>上記テーマおよび卒業研究室における基礎となる実験に関する専門知識および代表的な実験手法を理解しており、データ整理、解析ができ、さらに、得られた結果を論理的にまとめ、報告することができる。</p>	<p>[達成目標の評価方法及び基準]</p> <p>「知識・能力」の 1, 2 をテーマ(1)～(9)のレポートによって、「知識・能力」の 3, 4 を卒業研究テーマに関する具体的な取り組みにより 100 点満点で評価する。レポートの評価に 50%の重みを、卒業研究テーマに関する具体的な取り組みに 50%の重みを持たせ、最終評価を行う。満点の 60%の得点で、目標の達成を確認する。</p>
<p>[注意事項] (1) 運動靴等を履く、(2) 実験ノートを持参すること。本教科は、後に学習する専攻科特別研究に関する教科である。</p>	
<p>[あらかじめ要求される基礎知識の範囲] 本教科は、1～4 年次の材料工学実験の学習と強く関連している教科である。既習の事項は、しっかりと復習しておく。</p>	
<p>[レポート等] 実験で得られた成果および課題をレポートとして、各自が所定の書式により期日までに提出する。</p>	
<p>教科書：プリント配布</p> <p>参考書：各テーマに関係する事項を含む多くの参考書が図書館にある。</p>	
<p>[学業成績の評価方法および評価基準]</p> <p>各自に課せられたすべてのテーマのレポートおよび卒業研究テーマに関する具体的な取り組みを 100 点満点で評価し、それぞれに、50%と 50%の重みを持たせ最終評価を行う。ただし、未提出レポートがある場合、そのテーマの評価を 0 点とし、最終評価を 0.6 倍する。</p> <p>[単位修得要件]</p> <p>評価の結果で 60 点以上を取得すること。</p>	

(出典 平成24年度シラバス)

共同研究推進センターの活用状況

【平成 19 年度】

研究体制				プロジェクト研究名	主な研究費					共同研究開発室使用期間
学内	他大学・高専	民間企業	公設研究機関 その他		授業料収入	科学研究費	寄附金	共同研究	受託研究	
○	○			太陽光利用発電プロジェクト				○		平成 19 年 5 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
○	○			脊椎動物のニューロマスキュラーシステムのモデリングに関する研究	○			○		平成 19 年 4 月 2 日～平成 19 年 9 月 30 日
○	○			高感度ひずみセンサー用材料の開発					○	平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日
		○		カーボンナノチューブを利用した液晶用バックライトの開発				○		平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日
○	○			熱放射材料の開発					○	平成 19 年 5 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
	○			マイクロ・ナノバブルの特性調査研究					○	平成 19 年 5 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
		○		オゾン発生解明 プロジェクト					○	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
		○		ニッケル極充電機構構解明 プロジェクト					○	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
○				燃料電池プロジェクト	○					平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

【平成 20 年度】

研究体制				プロジェクト研究名	主な研究費					共同研究開発室使用期間
学内	他大学・高専	民間企業	公設研究機関 その他		授業料収入	科学研究費	寄附金	共同研究	受託研究	
○	○			高感度ひずみセンサー用材料の開発					○	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
		○		異方性導電フィルムを用いた実装技術の改良				○		平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
		○		マイクロバルブの諸特性に関する基礎的調査研究				○		平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
○	○	○		骨格筋の収縮特性とかたさ特性の解明に関する総合的研究					○	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
○	○			オール固体リチウム電池開発プロジェクト				○		平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
		○		オゾン発生解明プロジェクト					○	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
		○		高温燃料電池用イオノマー開発					○	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
○				酸化ガリウム系セラミックスの欠損欠陥の制御と発光材料への応用				○		平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

【平成 21 年度】

研究体制				プロジェクト研究名	主な研究費					共同研究開発室使用期間
学内	他大学・高専	民間企業	公設研究機関 その他		授業料収入	科学研究費	寄附金	共同研究	受託研究	
○	○	○		骨格筋の収縮特性とかたさ特性の解明に関する総合的研究					○	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
		○		酸化ガリウム系セラミックスの欠損欠陥の制御と発光材料への応用				○		平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
○	○			オール固体リチウム電池開発プロジェクト					○	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
		○		オゾン発生解明プロジェクト					○	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
		○		燃料電池プロジェクト					○	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
	○			カルシウム受容タンパク質カルモジュリンの水との構造機能相関	○					平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
○		○		新世代全固体ポリマーリチウム電池の開発					○	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
○	○			圧電セラミックスにおける変形及び破壊の微視機構に関する研究					○	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

【平成 22 年度】

研究体制				プロジェクト研究名	主な研究費					共同研究開発室使用期間
学内	他大学・高専	民間企業	公設研究機関 その他		授業料収入	科学研究費	寄附金	共同研究	受託研究	
○			○	ヒト生体の筋肉の硬さ測定に関する研究					○	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
			○	酸化ガリウム系セラミックスの欠損欠陥の制御と発光材料への応用				○		平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
			○	オール固体リチウム電池開発プロジェクト					○	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
			○	オゾン発生解明プロジェクト					○	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
			○	燃料電池プロジェクト					○	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
○			○	高感度ひずみセンサー用材料の開発					○	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
			○	異方性導電フィルムを用いた実装技術の改良				○		平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
	○			5A族金属系水素分離膜の耐水性酸性、水素透過性能及び耐久性に関する研究				○		平成 22 年 4 月 1 9 日～平成 22 年 3 月 31 日
	○	○		バナジウム系水素透過合金膜の設計開発				○		平成 22 年 4 月 1 9 日～平成 22 年 3 月 31 日
	○	○		パラジウム合金/ニオブ合金クラッド膜の製造と水素透過性能評価				○		平成 22 年 4 月 1 9 日～平成 22 年 3 月 31 日
	○	○		バナジウム系およびニオブ系合金膜へのパラジウム合金触媒めっき技術の確立				○		平成 22 年 4 月 1 9 日～平成 22 年 3 月 31 日
	○	○		ステンレス/ニオブ系合金異種金属間溶接技術の確立と水素透過性能への影響評価	○					平成 22 年 4 月 1 9 日～平成 22 年 3 月 31 日

【平成23年度】

研究体制				プロジェクト研究名	主な研究費					共同研究開発室使用期間
学内	他 大学・高専	民間 企業	公設 研究機関 その他		授業料 収入	科学 研究費	寄附 金	共同 研究	受託 研究	
○	○	○		ヒト生体の筋肉の硬さ測定に関する研究	○					平成23年4月1日～平成24年3月31日
		○		オゾン発生用電極材料の解明 プロジェクト				○		平成23年4月1日～平成24年3月31日
		○	○	燃料電池プロジェクト					○	平成23年4月1日～平成24年3月31日
			○	オール固体Li 電池開発PJ					○	平成23年4月1日～平成24年3月31日
	○			微粒子衝突処理を施したアルミ合金の疲労強度特性に関する研究					○	平成23年4月1日～平成24年3月31日
		○		CMP用パッドの研磨ディスクの製造法に関する研究				○	○	平成23年4月1日～平成24年3月31日
		○		異方性導電フィルムを用いた実装技術の改良				○		平成23年4月1日～平成24年3月31日
		○		高感度ひずみセンサー用材料の開発	○					平成23年4月1日～平成24年3月31日
	○			○ Mn ²⁺ 含有酸化物ガラスの赤色発光特性	○				○	平成23年4月1日～平成24年3月31日
	○			Ga ₂ O ₃ -ZnO系セラミックスの青色残光とその残光機構	○					平成23年4月1日～平成24年3月31日
○	○			マルチモーターパワーユニットの開発と各種電動車両への応用	○					平成23年5月1日～平成24年3月31日
	○			ミオシンの凝固剤グルコン酸塩の水との弱い相互作用に関する研究	○					平成23年4月1日～平成24年3月31日

(出典 総務課資料)

共同研究推進センターの共同利用機器紹介 1

機器名称【メーカー名:型番】	仕様・性能	用途
走査型電子顕微鏡 〔株式会社日立ハイテクノロジーズ: S-4300〕	電子銃:冷陰極電界放出形電子銃 加速電圧:0.5~30kV(全範囲0.1kVステップ) 二次電子像分解能:5.0nm(1kV)保証、1.5nm (15kV)保証 倍率:20~500,000倍	物質の表面をナノレベルの高分解能で観察する場合に用いられる。 また、エネルギー分散型X線分析装置(堀場製作所製EMAX7000)を 搭載しており、観察表面を構成している元素の定量分析が可能であ る。
卓上走査電子顕微鏡 〔株式会社日立ハイテクノロジーズ: Miniscope TM-1000〕	電子銃:プリセナードカートリッジフィラメント 検出器:高感度4分割半導体反射電子検出器 加速電圧:15kV 二次電子像分解能:5.0nm(1kV)保証、1.5nm (15kV)保証 倍率:20~10,000倍(デジタルズーム:2倍、4倍)	物質の表面をサブミクロンレベルの分解能で観察する場合に用いら れる。また、非導電性試料の無蒸着での表面観察が可能である。操 作方法が大変シンプルで、専門的な知識をほとんど必要とせず、迅速 な電子顕微鏡観察を行える。
X線光電子分光分析装置 〔ULVAC PHI:ESCA 5400〕	測定元素:Li~U、X線源:AlKa、MgKa、分析器:静 電半球型分析器、その他:Arエッチング、角度変化 測定	超高真空中で試料にX線を照射し、試料表面を構成している原子の内 殻電子を光電子として放出させ、その光電子のエネルギーを検出す ることで、ホウ素原子以降の元素について定性・定量分析および化学 結合状態の調査ができる。また、分析室内でArエッチングおよび角度 変化測定を併用すれば、試料表面だけでなく、試料内部の分析・調査 ができる。
蛍光X線分析装置 〔堀場製作所:MESA-500W〕	ルビジウムからの特性X線を試料に照射して、蛍光 X線を発生させ、構成元素の分析を行います。通常 正確な分析を行うためには検量線を作成する必要 がありますが、プログラムを用いた計算によってあ る程度の精度で分析が可能です(1 atomic percent 程度までは経験的に大丈夫です。)。液体試料、固 体試料のいずれも分析可能ですが、形状、形態に 応じて、分析用のセル等が必要となります。	材料の構成元素を特定することができます。半導体検出器を用いて いる関係で、分析できるのはナトリウム以上の元素です。酸化物に関 しては仮想的に構造を推定するプログラムがついています。
光学顕微鏡画像処理装置 〔オリンパス株式会社(顕微鏡): BX60M、富士フイルム株式会社 (CCD):HC-300Z、DELL(PC): Dimension XPS R450〕	顕微鏡:明視野・暗視野観察タイプ、総合倍率50~ 1000倍 CCD:総画素数約140万、有効画素数約130万 PC:CPU Intel Pentium II 450MHz、RAM 128MB	落射照明型の光学顕微鏡を用いて、様々な材料表面の観察を行う。 また、CCDカメラを介してPCに観察画像を転送し、画像処理ソフトを用 いて、面積率や結晶粒径などの画像解析を実施できる。
実体顕微鏡 〔株式会社ニコン:SMZ800〕	倍率:5~375倍	観察対象をそのままの状態を観察する場合に用いられる。電子顕微 鏡や光学顕微鏡と比較して低倍率であるが、焦点深度が深く、実体像 の観察に適している。また、観察画面上で、観察像のサイズ計測が可 能であり、フラッシュメモリーを介してPCなどへの画像データの転送が 行える。
ビデオマイクロスコープ 〔スカラー株式会社:VMS-1000GS〕	画素子:41万画素 走査方式:2:1インターレース 光源:ハロゲンランプ(12V,100W) 使用温度:10~35℃ 映像出力:3系統(BNS端子、S端子、RGB出力)	金属、セラミックス、プラスチック等の表面を拡大し見たい部分をすぐ にモニター上に映し出すことができます。また、ビデオプリンターやパ ソコンを使用し観察像を印刷することもできます。
真空蒸着装置 〔ABT:MODEL V.E.D〕	到達真空度:約10 ⁻⁵ Pa	SEM分析用カーボンコーティング、金属膜の真空蒸着
イオンコータ [EIKO:IB-3]	コーティング金属:Au,Pt,Pd	SEM観察用試料の導電性膜のコーティング
カーボンコータ 〔メイワフォーシス株式会社:CADE- 400IMTK〕	高純度カーボン繊維(99.995%)仕様	非導電性試料の電子顕微鏡観察およびX線分析を実施するために、 試料表面にカーボンをコーティングする場合に用いられる。減圧雰囲 気下で高純度カーボン繊維を通电加熱することによって、試料表面に カーボン粒子をコーティングする。
ボックス炉 〔KOYOサーモシステムズ社: KB794N〕	常用使用温度範囲 400~1100℃ 最高温度到達時間 50分(RT~1150℃) 温度分布精度 ±5℃(at 1100℃) 炉内寸法(mm) 225(W)×220(H)×345(D)	大気中での加熱、金属の熱処理など加熱を必要とするあらゆる実験 に対応する汎用性を持ったボックス型の電気炉で、自由にヒートパ ターンをプログラムできる機能を持っている。
高速温度変化型低温恒温器 〔タバイエスベック社:ハイストレ スチャンパーHC-120〕	運転可能温度範囲 -60~+150℃ 温度上昇時間 -40℃~+100℃まで10分以内 温度下降時間 +20℃~-40℃まで10分以内 内寸法 W380×H100×D320mm	運転可能温度範囲での急速加熱・冷却による熱衝撃試験やヒートサイ クル試験や恒温保持試験ができる。温度コントロールはプログラム 可能で1パターンにつき99ステップの入力が可能。20プログラムまで記 憶が可能である。
低温恒温恒湿器 〔タバイエスベック社:PL-1KH〕	温湿度範囲 -40~+150℃/20~95%RH 温度上昇時間 -40℃~+150℃まで55分以内 温度下降時間 +20℃~-40℃まで55分以内 内寸法 W500×H600×D400mm	運転可能温度範囲での加熱・冷却に加えて湿度制御が可能であり、 使用環境をシミュレートした環境試験ができる。内寸法が大きく内部で 設定された環境で素材の性質や装置の変経時変化を連続計測するこ とも可能な構造になっている。温度コントロールはプログラム可能で1 パターンにつき99ステップの入力が可能。
表面粗さ測定機 〔株式会社阪研研究所:SEI700α〕	ISO、JIS、DIN、ASMEなど国際規格に対応した測定 ができる。このためのフィルタ、カットオフ値、測定長 さ、演算方式が各種用意されている。高性能/触針 交換式/全姿勢検出器を採用している。	触針で加工表面をトレース、表面の凹凸を検出し、定性的、定量的に 表面粗さ測定・解析できる測定機です。

共同研究推進センターの共同利用機器紹介 2

機器名称 [メーカー名・型番]	仕様・性能	用途
レーザー加工機 [ユニバーサル・レーザーシステム社:VL200]	レーザー発振器 炭酸ガスレーザー 出力 25kW レーザースポット径 127 μm スキャン速度 1270mm/s 加工範囲 406 × 305mm	フロッターまたはプリンター感覚でレーザービームを動かし、紙や木、アクリル板などを切断あるいは表面加工できるレーザー加工機。アクリル板であれば5mm厚程度までは切断可能である。ドライバーはWindowsXPに対応し、IllustratorやAcedesignなどの汎用ソフトから直接加工データを送ることが可能。
原子吸光分析装置 [島津製作所:AA-6200]	フレイムタイプ、ダブルビーム測光、波長範囲: 190-900nm、バックグラウンド補正:重水素ランプ法	水溶液中等の金属イオンをppmオーダーで定量できます。現有のホロカソードランプで、Ag,Al,Ca,Co,Cr,Cu,Fe,Ni,Pb,Sn,Ti,Znイオンの定量が可能です。
小型荷重測定装置 [アイコーエンジニアリング社: Model-1308]	最大荷重 1kN(100kgf) テストスピード 5~100mm/min 可変 ストローク 400mm 付属フッシュブルゲージ 10N、100N、1kN データ解析用ソフト(WindowsXP対応)付	卓上の小荷重測定(引張・圧縮)が可能な装置。小さなプラスチック試験片や剥離試験など大荷重を要しない強度試験に適している。検出された荷重はすべてコンピュータへの取り込みが可能である。
赤外分光光度計 [日本分光:FT/IR-4200]	測定波数範囲:7800~350 cm ⁻¹ 、最高分解能:0.5 cm ⁻¹ 、その他:1回反射ATR(ダイヤモンドおよびGe)、多重反射液体ATR	試料に赤外線透過または反射させることで、得られた吸収スペクトルの結晶や分子の振動・変角運動による吸収バンドから、定性・定量分析と構造解析ができる。

(出典 本校ウェブサイト)

(分析結果とその根拠理由)

上記3つのセンターは、授業(情報処理教育、実験・実習科目、卒業研究、特別研究)で使用されるばかりでなく、授業以外にも多くの学生・教職員に利用されており、創造的・実践的技術者を養成するための教育を遂行する場として不可欠のものとなっている。

以上のことから、全学的なセンターの構成や役割、活動状況は本校の教育の目的を達成するために適切なものとなっている。

観点 2 - 2 - ①: 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。

(観点に係る状況)

校長の統括のもと、教務事項を審議する委員会として教務委員会、学生生活指導事項を審議する委員会として学生委員会を置いている。教務委員会は教務主事、学生委員会は学生主事が委員長としてそれぞれ主宰し、教育活動の展開に必要な組織、その任務、事務担当等は運営規則に定められている(資料 2 - 2 - ① - 1 ~ 3)。また、それぞれの委員会は長期休業期間を除き、1ヶ月に1回程度開催している。

教務委員会及び学生委員会における審議を円滑に進めるため、それぞれ教員から教務主事補9名及び学生主事補11名を任命し、定期的に主事補会議を開催している。教育活動に係る重要事項についてはまず主事補会議において検討された後、教務委員会あるいは学生委員会において審議されて決定される(資料 2 - 2 - ① - 4 ~ 7)。教務委員会及び学生委員会において審議、決定された事項を各学科、専攻科、事務部等が実施する。

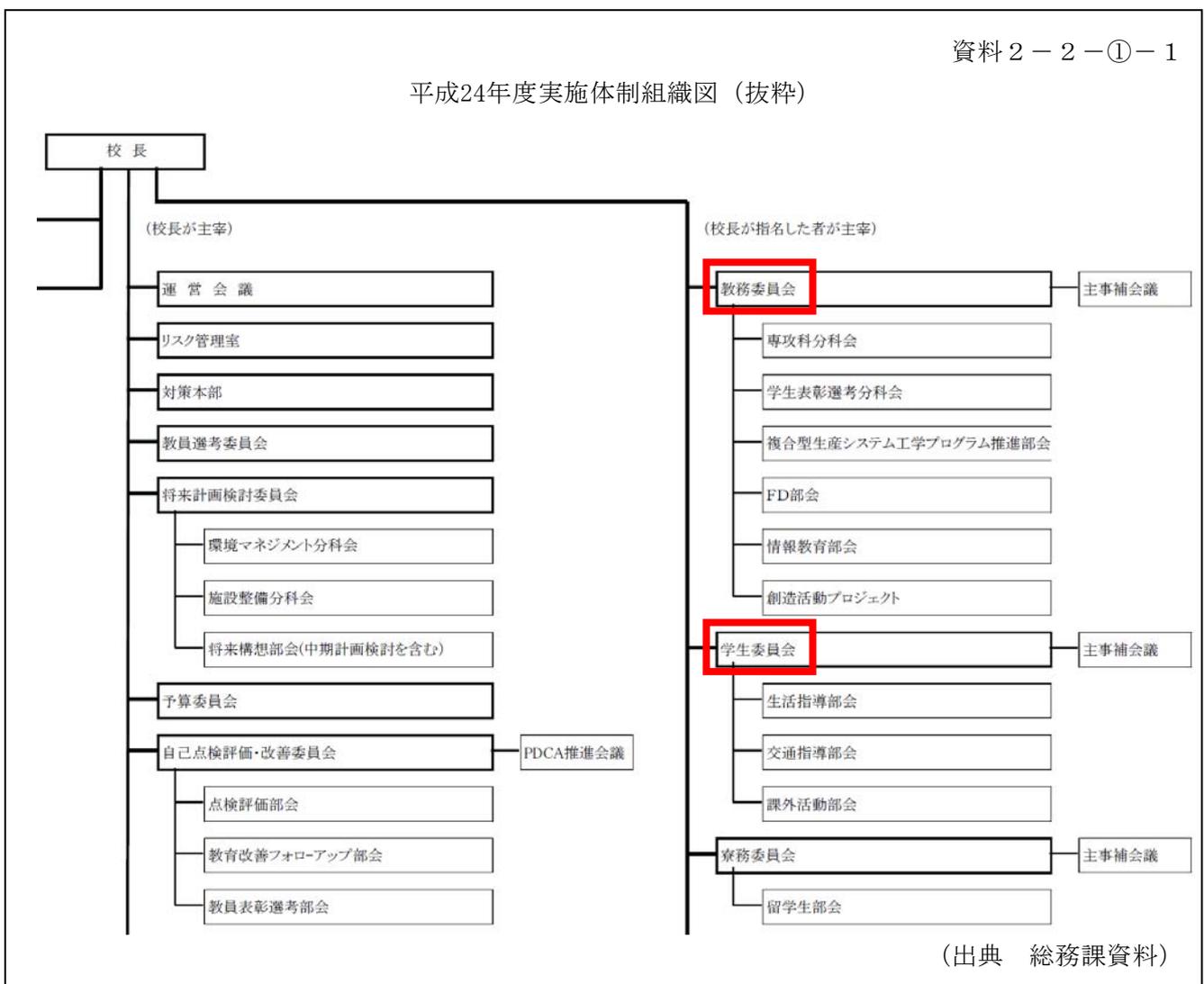
ただし、教育課程のうち専攻科の運営・教育については、教務委員会の下に専攻科分科会を設置して、専攻科長を委員長とした審議を行っている。また、学生表彰に関する事項については教務委員会

の下に学生表彰選考分科会を設置して、教務主事を委員長とした審議を行っている。分科会の任務は分科会規則に定められている（資料 2-2-①-8, 9）。

また、教育活動における専門的な問題点を整理して実施するために、教務委員会の下に3つ、学生委員会の下に3つの部会が設置されており、部会規則に定められた任務に関する事項について定期的な審議を行っている。特に、教務委員会の下にある複合型生産システム工学プログラム推進部会は、「複合型生産システム工学」教育プログラムを実効的に機能させるため、自己点検評価・改善委員会の下にある点検評価部会と緊密な協力を行っている（資料 2-2-①-10, 11）。さらに、教務委員会の下に創造活動プロジェクトが設置されており、創造教育・技術者教育に関する活動を推進するものとして、ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト、ソーラーカーレース等への参加支援を行う体制を整備している（資料 2-2-①-12）。

資料 2-2-①-1

平成24年度実施体制組織図（抜粋）



運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）の組織及び運営に関し、法令その他に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(運営会議)

第 2 条 本校に、校長の諮問に応じ本校の管理運営に関する重要事項を審議し、もって本校の円滑な運営を図るため、運営会議を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 主事
- (2) 専攻科長
- (3) 事務部長
- (4) 課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

3 運営会議は、校長が主宰し、原則として毎月 1 回開催するものとする。ただし、必要ある場合は、臨時に開催することができる。

4 運営会議の事務は、総務課で処理する。

(災害対策本部)

第 3 条 本校に、学内の緊急かつ不測の災害等に対応するため災害対策本部を置くことができる。

2 災害対策本部の委員は、運営会議の職員をもって充てる。

3 災害対策本部に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

(委員会)

第 4 条 本校に、校長の諮問に応じ本校の運営に関する事項を審議するため、校長が主宰する委員会として次に掲げる委員会を置き、その任務、組織及び事務担当者は、別表第 1 のとおりとする。

- (1) 教員選考委員会
- (2) 将来計画検討委員会
- (3) 予算委員会
- (4) 自己点検評価・改善委員会
- (5) 入学試験委員会
- (6) 情報管理委員会
- (7) リスクマネジメント委員会

2 前項に定めるもののほか、校長の諮問に応じ本校の運営に関する事項を審議するため、校長が指名した職員が主宰する委員会として次に掲げる委員会を置き、その任務、組織、委員長及び事務担当は、別表第 2 のとおりとする。

- (1) 教務委員会
- (2) 学生委員会
- (3) 寮務委員会
- (4) 研究活動推進委員会
- (5) 図書・文化委員会
- (6) 広報・交流委員会
- (7) 安全衛生委員会
- (8) セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会
- (9) 進路支援委員会
- (10) 創立 50 周年記念事業委員会

3 前項に規定する教務委員会、学生委員会及び寮務委員会にあっては、年度初めに、当該年度における運営の方針

資料 2 - 2 - ① - 2 続き

を校長に報告するとともに、教職員に周知しなければならない。

4 第 2 項の委員会は、少なくとも毎年 1 回開催し、審議された事項（分科会及び部会に係る審議事項を含む。）は、当該年度の末に取りまとめの上、校長に報告しなければならない。

5 第 1 項及び第 2 項の委員会に、必要に応じ委員長の職務を助ける副委員長を置くことができる。

6 前項の委員会に置かれる副委員長は、校長が指名するものとする。

（任期）

第 5 条 委員会における委員（役職による委員を除く。）の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、当該年度の末日とする。

3 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員以外の出席）

第 6 条 第 4 条に規定する委員会に、必要あると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

（分科会）

第 7 条 第 4 条に規定する委員会に、校長又は委員長が指示する専門的事項について調査検討し、審議するため、分科会を必要に応じて置くことができる。

2 分科会において決定した事項については、当該分科会を設置する委員会（以下「設置委員会」という。）において決定したものとみなす。

3 分科会において審議又は決定した事項は、その都度設置委員会の委員長に報告するものとする。

4 分科会は、少なくとも毎年 1 回開催するとともに、審議又は決定した事項は、当該年度末に取りまとめの上、設置委員会に報告しなければならない。

5 分科会における任務、組織、委員長等については、校長が別に定める。

（部会）

第 8 条 第 4 条に規定する委員会に、校長又は委員長が指示する専門的事項について問題点等の整理及び設置委員会の決定した事項を実施するため、部会を置くことができる。

2 部会において整理した事項は、その都度設置委員会の委員長に報告するとともに、当該年度の末に整理した事項を取りまとめの上、設置委員会に報告しなければならない。

3 部会をまたがる専門的事項を調整し、その整理に当たる場合には、設置委員会の委員長の指示により関係する部会を合同で開催することができる。

4 部会における任務、組織、部会長等は当該委員会等の議を経て校長が別に定め、任務終了後は解散するものとする。

（主事補会議等）

第 9 条 第 4 条 1 項及び第 4 条 2 項に規定する委員会の審議を円滑に進めるため、主事補会議及び推進会議を置くことができる。

（審議事項の報告）

第 10 条 委員会で審議された事項については、必要に応じ運営会議に報告するものとする。

（教職員会議）

第 11 条 本校に、校務に関し校長が必要と認める事項について教職員に周知し、及び意見を求めるため、教職員会議を置く。

2 教職員会議は、第 2 条第 2 項の構成員の他、教員並びに係長又は専門職員以上の事務職員及び技術専門職員をもって組織する。

3 教職員会議は、校長が主宰し、原則として毎月 1 回開催するものとする。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 教職員会議の事務は、総務課で処理する。

（雑則）

第 12 条 この規則の取扱いについて、疑義が生じた場合は、その都度校長が決める。

（出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 運営規則）

運営規則別表（抜粋）

区分	任 務	組 織	委員長	事務担当
教務委員会	学科及び専攻科の教育計画（複合型生産システム工学プログラムを含む。）の立案その他教務に関し、校長から諮問された事項及び専攻科の運営並びに教務主事又は専攻科長が必要と認めた事項を審議する。	(1)主事及び専攻科長 (2)教務主事補 (3)教養教育科長、学科長及び専攻主任 (4)JABEEプログラム責任者 (5)教科責任者 (6)実習センター長、情報処理センター長、教育研究支援センター長及び学生支援室長 (7)学生課長 (8)その他校長が必要と認めた者	教務主事	学生課
学生委員会	学生の生活（教務委員会及び寮務委員会の所掌に属する事項を除く。）に関し、校長から諮問された事項及び学生主事が必要と認めた事項を審議する。	(1)学生主事、教務主事、寮務主事及び図書館主事 (2)学生主事補 (3)学年主任 (4)専攻主任及び専攻副主任 (5)学級担任及び担任補佐 (6)学生支援室長 (7)学生課長 (8)その他校長が必要と認めた者	学生主事	学生課

（出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 運営規則別表第 2）

平成 23 年度第 2 回教務委員会 議事要旨 (抜粋)

日 時 平成 23 年 5 月 25 日 (水) 15:00 ~ 15:30

場 所 第 1 会議室

出席者 教務委員会構成員 (欠席者: 田添委員、佐脇委員、兼松委員)

(列席者: 上野教務係長、小島教務係員)

議 題

1. 課題研究について

委員長から、平成 23 年度課題研究について資料に基づき説明があり、了承された。

2. 夏休みの補習について

委員長から、今年度より初めて実施する夏休みの補習について説明があった。①実施期間を 7 月 21 日 (木) ~ 25 日 (月) とすること、②科目は数学とし TA が指導に当たること、③対象者は 1・2 年生のうち数学科教員が前期中間試験及び再試の結果に鑑み補習を必要と判断した学生とし 6 月末に決定すること、④補習では宿題を与え午前中は自主学習をさせること、⑤補習期間中のクラブ活動を禁止とし、また学寮の規則を遵守させること、⑥寮監は通常の輪番で割振済みであること 等の説明があった。なお、教務主事補会議では英語・物理・情報処理など他科目の補習実施も話題に上ったが、TA の確保や予算上の事情等から今年度は数学のみの補習としたことが申し添えられた。

3. 中間・定期試験の時間割について

委員長から、中間・定期試験の実施に際し、①50 分試験の途中退席を不可とすること、②50 分試験を 60 分に変更とすること について提議があった。種々審議の結果、①今回の中間試験から 50 分試験は途中退席を不可とすること、②試験時間の変更は引き続き検討していくことで了承された。

4. その他

委員から、定期試験の問題・解答用紙の配付方法について提案があった。委員長から、用紙枚数が多い試験は配付に時間がかかり試験の実施に支障が生じることもあるため、短時間で配付できるようホチキスで留める方法などを検討していく旨、発言があった。

(出典 教務委員会議事要旨 抜粋)

平成 23 年度第 2 回教務主事補会議メモ

23. 05. 16

1. 平成 22 年度学習到達度試験の結果について

数学・物理ともに全国平均より上位である。

- ・数学は授業（総合基礎数学）の中で小テストによる到達度試験対策を行ったため、前年度より好結果となった。
- ・数学・物理ともに学科間格差が見られる。分野別得点にも学科間に差が見られる。
同じ学科でも入学年度によってクラスの学力に差が生じている（成績優秀なクラスと必ずしもそうではないクラスがある）。学科間による分野別得点は、専門教科で重複して数学・物理に関する特定の分野を履修しているか否かによって差が生じる。
- ・試験結果は学生自身のモチベーションにも左右される。同じクラス内でも試験結果が二極化している学科が見られる。

2. 学科入学試験の結果について

(1) 高専機構が作成した平成 22 年度学科入学試験（現 2 年生）の結果を分析した。

今まで行ってきた「入試結果」と「入学後の成績」との相関関係も考え合わせると、

- ①「入試結果」と「入学後の成績」とは必ずしも一致しない。
- ②同様に、「中学校の内申点上位者」と「入学後の成績」も一致しない。
- ③一方、「内申点下位者」は入学後の成績も良くない。

という傾向にある。特に、内申点については中学校が「絶対評価」を採り入れたため、最上位の「5」が 10% の学校もあれば 35% を占める学校もある。よって、内申点の高得点者の学力にも実際にはバラツキがあるものと思われる。

(2) 傾斜配点の採用について

傾斜配点や 4 教科入試を採り入れることの可否について議論した。

【賛成】理科・数学に重きを置く入試を実施することで、理系の得意な学生が集まってくるものと思われる。

【反対】社会は暗記科目なので、高得点をとる学生は努力し頑張る者であると思われる。よって入試科目から外さない方がよいのではないかと。

3. 夏休みの補習について

期 日：7 月 21 日（木）～ 25 日（月）の午後

科 目：数学

対 象：1～2 年生のうち数学教員が補習を必要と判断した学生

その他：TA が指導に当たり、授業で使っている問題集等を使う。また、宿題を与え午前中は自主学習をさせる。
寮監は通常の輪番で割振済みである。

英語・物理・情報処理など他科目の補習も話題に上ったが、①特定の学生に複数の科目が重複し履修不能となる可能性があること、②短期間なので対象科目が増えると効果が上がらないこと、②TA による指導が難しいこと、④経費上の問題 などから今回は数学のみで補習を行うこととした。

4. 定期試験の時間割について

試験時間を 60 分単位とすることについて

(1) 現行の試験時間割でよい E 科、I 科

騒がしい学生への対応を別途検討するべきである。

(2) 「60 分と 95 分」の時間割を半数の教員が賛成する学科 教養教育 S 科？

「60 分と 95 分の時間割。60 分は退出不可」とすると問題は解消される。

資料2-2-①-5 続き

- ・退出不可とした場合、試験を早く終えた学生の教室内での態度が懸念される。
- ・「午前60分試験、午後95分試験」の時間割は高学年の午後が過密になる。

種々検討の結果、①試験時間を50分から60分へ変更することについて学科へ持ち帰り意見を伺うこと。②50分 or 60分に関わらず、前期中間試験は「退出不可」とすることについて教務委員会へ諮ること が了承された。

(出典 教務主事補会議メモ 抜粋)

平成 22 年度第 9 回学生委員会議事要旨

日 時：平成 23 年 2 月 16 日（水）16：10～16：50

場 所：第一会議室

出席者：委員会構成員

欠席者：桑原委員、川口委員、三浦委員、奥田委員

列席者：藤田学生支援係長

議事内容

1 学生指導関連について

(1) 交通指導部会について

交通指導部会長から、平成 23 年度前期二輪、四輪通学許可について、資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。また、今回の許可についても学生委員会審議後に学生へ通知をすることとなっている旨の説明があった。

次に、自転車安全運転推進指導について立哨指導のお礼が述べられ、材料工学科を最後に終了するので、集計後に結果を報告すると説明があった。

委員長から、市役所から放置自転車対策について別紙のとおり依頼があり、今年卒業する学生に対して、卒業前に自転車を放置しないよう指導いただきたい旨協力依頼があった。

(2) 特別指導について

委員長から、特別指導について再試不正行為 1 件（停学 7 日間）、寮内喫煙 2 件（停学 5 日間）、煙草所持 1 件（停学 1 日間）があり、懲戒基準どおり処分が行われた旨の説明があり、了承された。また、小テスト不正行為 1 件、定期券不正使用 1 件があり、それぞれ学級担任嚴重注意を行った旨説明があり、了承された。

無許可通学等の特別指導について、パロー駐車場の無断通学及び無許可通学 1 件、二輪無許可通学 2 件、四輪無許可通学 1 件があり、それぞれ学級担任嚴重注意を行ったと説明があり、了承された。

(3) 生活指導部会関係について

委員長から次の事項について説明があり、継続して指導協力要請があった。

- ・ 学内及び学寮での喫煙指導
- ・ 二輪・四輪通学許可学生の遅刻に対する指導
- ・ 身だしなみの基本的な生活態度・姿勢を指導
- ・ 教室等（講義室含む）の日常清掃の重要性を継続的に指導
- ・ 学生のモラルの低下を質的向上の指導
- ・ あいさつ運動の率先推進

(4) その他

（出典 学生委員会議事要旨 抜粋）

平成 23 年度第 9 回学生主事補会議メモ

日 時：平成 23 年 2 月 8 日（火） 16：40～18：00

場 所：第 5 セミナー室

欠 席 者：森教員、学生課長

メ モ：

(1) 学生指導について

○交通指導部会関係（審議）

① 平成 24 年度前期二輪・四輪通学の許可について

前期二輪・四輪の通学許可者について、資料に基づき説明があり以下の案で了承された。

二輪申請者（40 名）許可者（40 名）不許可者（0 名）

特例（2 年生）（3 名）許可者（2 名）不許可者（1 名）

四輪申請者（17 名）許可者（16 名）不許可者（1 名）

専攻科生（19 名）

② スギ薬局前の横断等、道路拡張工事学生の通学マナー改善について、現地へ出向いて現状確認をする旨説明があった。

○特別指導関係

煙草所持について、規程どおり指導を行ったと説明があり了承された。

- ・ 寮内煙草所持（停学 1 日） 5 学年電気電子工学科学生
- ・ 臨時通学許可書偽造（担任厳重注意） 5 学年生物応用化学科女子学生

○生活指導部会関係

生活指導の指針について、次の事項について引き続き継続指導願いたい旨の協力依頼があった。

- ① 学内及び学寮での喫煙指導について
- ② 二輪・四輪通学許可学生の遅刻指導について
- ③ 身だしなみ（茶髪、金髪、ピアスなど）の徹底について
- ④ 教室の清掃活動の指導について
- ⑤ あいさつ運動の推進について

○課外活動部会関係

同好会の見直し（来年度所属していない同好会の調査）

同好会の新設申請資料に基づき説明があり、却下の案で了承された。来年度は課外活動部会で審議したい旨説明があった。

○学年末に向けて、学生指導のあり方

「学則違反」（「不正行為」の防止、「窃盗」の防止など）、学生支援室との協力体制が必要であると述べられた。

(2) その他

次のことについて、説明があった。

- ・ 平成 23 年度学年末休業前ガイダンスの実施について
- ・ ロックコンサート終了の報告なし

（出典 学生主事補会議メモ 抜粋）

分科会別表 (抜粋)

委員会等の名称	区分	任 務	組 織	委員長	事務担当
教務委員会	専攻科分科会	(1) 専攻科の運営に関する こと。 (2) 専攻科における教育計 画の立案に関すること。 (3) 専攻科に係る長期イン ターンシップに関するこ と (4) 複合型生産システム工 学プログラム修了の確認 に 関すること。 (5) その他校長、委員長又 は専攻科長が必要と認め た事項	(1) 専攻科長 (2) 専攻主任及 び専攻副主任 (3) J A B E E プログラム責 任者 (4) 複合型生産 システム工学 プログラム推 進部会長 (5) 学生課長 (6) その他校長 が必要と 認めた者	専攻科長	学生課
	学生表彰選考 分科会	学生の表彰の選考に関する こと。	(1) 教務主事、 学生主事及び 寮務主事 (2) 教養教育科 長及び学科長 (3) 旧学級担任 (4) 学生課長	教務主事	学生課

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 分科会別表)

資料 2 - 2 - ① - 9

平成 23 年度第 1 回専攻科分科会議事要旨

日 時 平成 23 年 4 月 20 日 (水) 13:00~14:45

場 所 第 2 会議室

出席者 近藤、澤田、西村、下古谷、長原、田添各委員

欠席者 日下、堀江、坂口各委員

列席者 石川課長補佐、上野教務係長

議 題

1. 平成 24 年度専攻科入学試験の実施要項について

委員長から、平成 24 年度専攻科入学試験の実施要項について資料に基づき説明があった。審議の結果、例年と比べ受験生が増えることが予想されるため、①学力試験選抜の数学試験会場を第 1 会議室とすること、②同試験の面接会場を両専攻とも 1 教室ずつ増やすこと、③同試験の受験生控室を 4 S、5 S とすることです承された。また、推薦・社会人特別選抜の面接員を 4 名から 3 名へ変更することについて検討することとなった。

2. TOEIC IP テストの監督について

委員長から、TOEIC IP テストの監督について各委員に要請があり、第 1 回井瀬委員長・田添委員、第 2 回日下・堀江委員、第 3 回澤田・西村委員、第 4 回近藤・下古谷委員が担当することです承された。

(出典 専攻科分科会議事要旨 抜粋)

資料 2 - 2 - ① - 10

部会規則別表 (抜粋)

委員会等	部会の名称	任 務	事務の担当課
教務委員会	複合型生産システム工学プログラム推進部会	複合型生産システム工学プログラムの企画及び実施に関すること。	学生課
	FD 部会	FD の実施に関すること。	学生課
	情報教育部会	情報教育に関すること。	情報処理センター及び学生課
	創造活動プロジェクト	創造教育・技術者教育に関すること。 (ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト又はソーラーカーレースへの参加支援及び燃料電池プロジェクトに関すること。)	学生課
学生委員会	生活指導部会	生活指導に関すること。	学生課
	交通指導部会	交通指導に関すること。	学生課
	課外活動部会	課外活動に関すること。	学生課

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 部会規則別表)

平成 22 年度 第 3 回 複合型生産システム工学プログラム 推進部会・点検評価部会 議事要旨

日 時：平成 23 年 3 月 9 日（水）9：30～13：13

場 所：共同研究推進センター会議室

出席者：長原（点検評価部会長）、花井（複合型生産システム工学プログラム推進部会長）、林、久留原、
伊藤（清）、藤松、西村、箕浦、下野、下古谷、仲本、近藤（邦）、伊藤（明）、高倉、柴川

陪 席：田中

議 事

1. 20, 21 年度分の答案保管状況のまとめ

下記のフォルダー内「JABEE 受審用試験答案等の保管状況記入シート」に記載の H20, 21 年度分の答案保管に不備のある教科担当教員に対して、修正等の依頼をメールする。

file:///YAspenYallYshareY資料YJABEEY答案保管（保管状況，方法，ラベル）Y答案保管状況（H20～）

2. 各学科「学生との意見交換会」における意見等のまとめと分析について

下記のフォルダー内「H22 学生との意見交換会のまとめと分析」のフォーマットにしたがって、学科会議で「学生との意見交換会」における意見等のまとめと分析を実施し、作成したファイルは学生との意見交換会の「議事要旨」等とともに「H22」フォルダーに保存する（締切：3 月末日）。

file:///YAspenYallYshareY資料YJABEEYJABEE・点検評価合同部会資料Y学生との意見交換会

3. 来年度の年度当初に実施予定の全学生を対象とした「学生自身による学習・教育目標の達成度評価」調査項目の修正および実施要領の作成について

・下記のフォルダー内の学科生および専攻科生用の達成度評価シートおよび実施要領（案）、学科・専攻科共通回答シート（案）を参考に、学科会議で達成度評価シートおよび実施要領について討議し、作成した達成度評価シート等は「学科生」「専攻科生」フォルダーに保存する（締切：3 月末日）。

・教養教育科でも達成度評価シートの項目および実施要領の周知（特に、新 1・2 年担任に対して）を兼ねて、会議等を開催する。

・修正意見等があれば、合同部会員全員に対する【メール会議】で検討する。

・＜技術者倫理＞に関して、環境教育の継続および e-learning 教材の活用を行う。

file:///YAspenYallYshareY資料YJABEEYJABEE・点検評価合同部会資料Y学生自身による学習・教育目標の達成度評価YH23

（出典 複合型生産システム工学プログラム推進部会・点検評価部会議事要旨 抜粋）

平成24年度校務分担抜粋 創造活動プロジェクト担当者

(創造活動プロジェクト)		
創造活動プロジェクト責任者	渉外担当主事(校長補佐)	江崎 尚和
創造活動プロジェクト:ロボコン責任者	電気電子工学科	大津 孝佳
創造活動プロジェクト:ロボコン副責任者	機械工学科	白井 達也
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	機械工学科	近藤 邦和
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	機械工学科	白木原 香織
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	機械工学科	打田 正樹
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	電気電子工学科	花井 孝明
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	電子情報工学科	平野 武範
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	森 邦彦
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	澤辺 昭廣
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	中村 勇志
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	鈴木 昌一
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	猿渡 盛久
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	谷川 義之
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	西森 睦和
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	板谷 年也
創造活動プロジェクト:ロボコン担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	中川 元斗
(庶務担当)	学生課	前田 剛
創造活動プロジェクト:プロコン責任者	電子情報工学科	田添 文博
創造活動プロジェクト:プロコン担当者	電子情報工学科	箕浦 弘人
創造活動プロジェクト:プロコン担当者	電子情報工学科	青山 俊弘
創造活動プロジェクト:プロコン担当者	電子情報工学科	浦尾 彰
創造活動プロジェクト:プロコン担当者	教育研究支援室	西村 吉弘
(庶務担当)	学生課	井上 晶弘
創造活動プロジェクト:エコカー責任者	機械工学科	埴 克己
創造活動プロジェクト:エコカー副責任者	材料工学科	万谷 義和
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	機械工学科	近藤 邦和
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	機械工学科	南部 紘一郎
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	電気電子工学科	辻 琢人
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	電子情報工学科	柴田 勝久
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	材料工学科	宗内 篤夫
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	森 邦彦
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	澤辺 昭廣
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	中村 勇志
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	鈴木 昌一
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	西村 吉弘
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	山田 太
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	西森 睦和
創造活動プロジェクト:エコカー担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	岡本 みよ
(庶務担当)	学生課	井上 晶弘
創造活動プロジェクト:小水力発電責任者	機械工学科	近藤 邦和
創造活動プロジェクト:小水力発電副責任者	電気電子工学科	西村 一寛
創造活動プロジェクト:小水力発電担当者	機械工学科	白木原 香織
創造活動プロジェクト:小水力発電担当者	機械工学科	鬼頭 みずき
創造活動プロジェクト:小水力発電担当者	材料工学科	江崎 尚和
創造活動プロジェクト:小水力発電担当者	材料工学科	幸後 健
創造活動プロジェクト:小水力発電担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	谷川 義之
創造活動プロジェクト:小水力発電担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	西森 睦和
創造活動プロジェクト:小水力発電担当者	教育研究支援室(主たる担当者)	板谷 年也
(庶務担当)	学生課	前田 剛

(出典 総務課資料)

(分析結果とその根拠理由)

本校は教育活動を有効に展開するための検討・運営体制として委員会組織及び校務実施体制を系統

的に整備している。これらの組織の任務は規則に明確に定められており、事項の審議が定期的に行われている。また、体制間で互いに連携しつつ、より良い教育活動を実践して学生の創造的活動を支援しようとする取り組みが行われている。

以上のことから、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が適切に整備され、必要な活動を行い、効果的に機能している。

観点 2-2-②： 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

(観点に係る状況)

一般科目と専門科目との協力が円滑かつ緊密に行われるようにするため、教務委員会の下に教員間連携部会を設置して定期的な意見交換会が実施されてきた。平成17年度は国語科と専門学科、平成18年度は数学科と専門学科との間で行われた。平成19年度以降は体育・武道を含めた教養教育科の教科ごとに各専門学科代表と話し合う分科会形式で意見交換会を実施している。現在の実施体制組織では教務主事の統括のもとで意見交換会が行われ、一般科目と専門科目を担当する教員間の連携システムを構築している(資料2-2-②-1, 2)。また、平成23年度には、一般科目と専門科目の間だけでなく、各学科における科目間の連携も積極的に行われ、教育課程の調整及び改善が進められている(資料2-2-②-3)。相互に関係のある教科をシラバスに明記して、科目間の系統をわかりやすく示すといった改善も実施されている(資料2-2-②-4)。

資料 2-2-②-1

平成 20 年度 学科間意見交換会日程

・分科会日程と係分担(敬称略)

日時	17(水) 17:00～		18(木) 17:00～		19(金)17:00	
場所	第2会議室	第5ゼミ*	第2会議室	第5ゼミ*	第2会議室	
分科会	1	2	3	4	5	
	人文	数学	理科	体育・武道	外国語	
出席 予 定 者	M	富岡, 埜	近藤邦, 民秋	白井, 藤松	打田, 白木原	佐脇, 末次
	E	伊藤保, 奥田	近藤一, 中野	花井, 西村	柴垣, 鈴木昭	北村, 川口
	I	長嶋, 青山, 森	桑原, 平野, 田 添	斉藤, 箕浦	伊藤八, 伊藤明	渥美, 井瀬
	C	澤田, 生具	中山, 高倉	山本, 淀谷	下野, 小川	岩田, 長原
	S	宗内, 下古谷	小林, 南部	和田, 黒田	井上, 万谷	江崎, 兼松
	進行	久留原	横山	大矢	鈴木	出口
	記録	富岡	南部	内藤	伊藤八	上野

※第5ゼミ室 I科棟 4F

資料 2 - 2 - ② - 1 続き

・内容

- 1) 教養教育各教室の現状報告(各教室責任者)冒頭 10 分程度(人文は 5 分 x 3)
- 2) 意見交換 「学習・教育目標を達成するための学科間協力」を中心に自由討議

・準備資料

「複合型生産システム工学 学習・教育目標」

「学生自身による学習・教育目標の達成度評価」(JABEE 認定継続審査改善報告書 別紙 2)

(出典 学生課資料)

資料 2 - 2 - ② - 2

平成 23 年度 教科間連携会議議事録(外国語教室)

日時:平成 23 年 12 月 21 日(水) 15 時～

場所:第 2 会議室

中井教科主任より各学年での授業編成についての概要の説明がなされる。問題点として学生にとって英語は定期試験の為の勉強となっている面があり、英語力の定着にまで至っていない面がある。高校生にとって大学受験のような目標設定がなく、高専生にとって英語学習に対する継続的動機づけが難しい。

専門教員(以下 専):学生は卒業研究のアブストラクトを想定したような長い英文を書くことができるのか?

外国語教室(以下 外):『英語 IVA』の授業などでは、編入学試験対策として英作文の課題を出している。実際のところ、TOEIC のスコアを見る限り、リーディングよりもリスニングの方がスコアが良い。

専:他教科は十分なにもかかわらず英語だけ苦手という学生がいる。

外:英語が苦手なために、後回しにする傾向がある。

専:授業を通じて長い英文を読んでいないのではないのか?

外:『英語 IVA』などでは、TOEIC 対策を行っているものの、課題として年間 10 本ほど 400~500 語程度の英文の全文和訳をさせている。ただ、一方で英語に真剣に取り組む学生とそうではない学生の二極化がみられるようになった。

専:卒研で英語を読ませようとすると英語を読みたがらない。専門用語が分からないのか、英語がわからないのか。

外:理系の英語には独特の言い回しと語用があり、それを習得するのは難しい面がある。

専:進学説明会で英語は単語よりも文法の方が大切と仰っていた。全く同感で、専攻科についても同様のことが言える。

専:英語論文の基本的な構文が取れていない学生がいる。これができないと進級できないというのをせめて英語だけでも設けてもらえないか?

外:英語ができないのは、専門が忙しすぎると言い訳をする学生もいる。

専:早い段階に英語で書かれた専門の教科書を使うべきか?

外:文が複雑になると分かりづらくなる。学生は単語一つがわからないことで止まってしまう。そういった教科書を使っても身につかないのでは。

和訳は自分でやってみないと身につかない。予習をしない学生が増えた。言語能力以前に論理力が欠けている面がある。小中学校で行われている朝の読書を身につけている。教科に入る以前の能力を身につけるには、多読が有効。

専:高校と比べて高専での英語の授業時間数はどうか?

外:少ない。しかし、限られた時間のなかで、3 年次の『英語特講 II』では、辞書を引かずに単語の意味を推測しながら物語を読んでいくという多読の実践を行っている。低学年で授業開始 10 分間を使って多読を行っている授業もある。授業の印象では、平易な物語ということもあり、どの学生も自身のレベルに合った多読に取り組んでおり、英語に対する苦手意識が薄くなってきているように見える。

資料2-2-②-2 続き

専：専門科目はともかく、語学は予め準備をすることができるのでは。

外：専門科目とのつながりをつけることができればと考えている。その為の単語集 COCET を利用している。以前は、専門用語を網羅したグロサリーを作成する案もあった。

専：企業から高専の英語力をなんとかして欲しいと企業から言われることがある。

専：英語は苦手だった。大学院の時に輪読などを通じて、怒られながらやっとなんとかできるようになった。それでも、学生が書くアブストラクトの微妙な表現の違いを修正するほどの自信はない。

外：英語能力を維持するのは、私たち英語教員にとって大変なことだ。それなりの継続的な勉強しなければならない。学生の継続的な動機づけができるように頑張っていきたい。

(出典 学生課資料)

資料2-2-②-3

電気電子工学科教室会議議事録 (抜粋)

平成23年度 電気電子工学科第10回教室会議 議事録

(記録：西村)

日時：平成24年1月5日(木) 9:30~12:20

場所：電気電子工学科 講師連絡室

出席者：近藤、北村、花井、大津、川口、辻、柴垣、山田(伊)、鈴木、山田(太)、西村

欠席者：奥田、奥野(敬称略)

1. 学科内における科目間連携について

別紙資料「教育課程系統図」において、

- ・ 1Eものづくり実習を展開のみでなく専門にも含める(動機付けなどに関連するため)。
- ・ 3E電子回路設計も同様に展開だけでなく専門にも含める。
- ・ 1Dマイクロプロセス工学を5E電子デバイス工学の後に続ける(専攻科でも検討必要)。

など指摘された。大きなブロックの整理や、実験での実施内容においては全体を通してバランスよく調整していく必要があり、今後継続して検討していくこととなった。

(出典 電気電子工学科教室会議議事録 抜粋)

シラバス改善例 (抜粋)

授業科目名	開講年度	担当教員名	学年	開講期	単位数	必・選
電気機器 (つづき)	平成 24 年度	花井 孝明・北村 登	4	通年	学修単位 2	必

<p>[この授業で習得する「知識・能力」]</p> <p>◆基礎となる物理法則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 透磁率, 起磁力と磁束の関係, 磁気抵抗, 電磁力など基本的な磁気現象について理解している。 2. 磁界中を運動する導体中に発生する起電力の大きさと向きを理解し, 電磁誘導の法則と関連付けることができる。 <p>◆変圧器</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 理想変圧器の原理を理解し, 1 次側と 2 次側の電圧・電流の関係を説明できる。 4. 実際の変圧器を等価回路に表し, 電圧・電流をベクトル図に表すことができる。 <p>◆誘導電動機の原理</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 3 相固定子巻線が作る磁束密度ベクトルの時間変化から, 回転磁界発生が説明できる。 6. 同期速度・すべりの概念を理解し, すべりと誘導起電力の関係を理解している。 	<p>◆誘導電動機の等価回路と特性</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 等価回路および電圧・電流のベクトル図を理解している。 8. 無負荷試験, 拘束試験から簡易等価回路を求めることができる。 9. 誘導機の特性を理解し, 等価回路から特性を求めることができる。 <p>◆同期機</p> <ol style="list-style-type: none"> 10. 同期発電機の発電原理を理解している。 11. 同期発電機の等価回路を理解し, 様々な負荷に対するベクトル図を描くことができる。 12. 同期電動機の回転原理を理解している。 13. 負荷角とトルクとの関係を理解し, 等価回路から特性を求めることができる。
<p>[この授業の達成目標]</p> <p>変圧器・電動機・発電機の基礎となる物理法則を理解し, 物理法則に基づいて変圧器・誘導電動機・同期発電機・同期電動機の動作原理を理解し, これらの電気機器の等価回路から電圧・電流の関係をベクトル図に表して特性を求めることができる。</p>	<p>[達成目標の評価方法と基準]</p> <p>上記の「知識・能力」1～13を網羅した問題を2回の中間試験, 2回の定期試験で出題し, 目標の達成度を評価する。達成度評価における各「知識・能力」の重みは概ね均等とするが, 電動機・発電機の原理に関連して基礎となる物理法則を重ねて問うこともある。問題のレベルは第二種電気主任技術者一次試験「機械」と同等である。評価結果が100点法で60点以上の場合に目標の達成とする。</p>
<p>[注意事項] 本教科は後に学習する「パワーエレクトロニクス」, 「電力システム工学」, 「高電圧工学」等の基礎となる教科である。また, 電気主任技術者試験の主要科目のひとつである。</p>	
<p>[あらかじめ要求される基礎知識の範囲] 本教科は第3学年「電気機器」の学習が基礎となる教科である。また, 第3学年までに学ぶ「電気回路」および「電気磁気学」の基礎知識も必要とする。</p>	
<p>[自己学習] 授業で保証する学習時間と, 予習・復習(中間試験, 定期試験のための学習も含む)に必要な標準的な学習時間の総計が, 90時間に相当する学習内容である。</p>	
<p>教科書: 「電気機器工学」 前田勉, 新谷邦弘 著 (コロナ社)</p> <p>参考書: 「電気機械工学」 天野, 常広 (電気学会), メカトロニクス入門シリーズ「アクチュエータ入門」 松井信行 (オーム社)</p> <p>series 電気・電子・情報系「電気機器」 海老原大樹 (共立出版), 「電気機器学基礎論」 多田隈, 石川他 (電気学会)</p>	
<p>[学業成績の評価方法および評価基準]</p> <p>前期中間, 前期末, 後期中間, 学年末の4回の試験の平均点で評価する。ただし, 前期中間, 前期末, 後期中間の3回の試験のそれぞれについて60点に達していない者には再試験を課し, 再試験の成績が再試験の対象となった試験の成績を上回った場合には, 60点を上限としてそれぞれの試験の成績を再試験の成績で置き換えるものとする。</p> <p>[単位修得要件]</p> <p>学業成績で60点以上を取得すること。</p>	

(出典 平成24年度シラバス)

(分析結果とその根拠理由)

一般科目を担当する教員と専門科目を担当する教員、及び各学科において相互に関係ある教科を担当する教員同士が意思の疎通を図り連携しあうことが組織的に行われている。系統的・継続的な教育改善・充実のために不断の努力がなされており、この連携システムは教育の改善等に効果的に機能している。

以上のことから、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が十分機能的に行われている。

観点 2-2-③： 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

(観点に係る状況)

本校は学級担任制度を重視しており、各学年の学級担任は各学級の学生の学習・課外活動や学校生活全般の状況を的確に把握することにより、教育活動が円滑に行われるよう配慮している。特に指導が必要である第1学年及び第2学年には、それぞれ担任補佐2名を置いている(資料2-2-③-1)。

学生委員会は、学級担任のための学級担任心得の作成、学生支援担当教職員のための研究会の実施等により、学級担任等が学生の指導を円滑に行うことができるよう支援している(資料2-2-③-2, 3)。また、教員と学生とのコミュニケーションを支援するために、各クラスルームに液晶ディスプレイを設置し、学内ウェブサイトから入力した情報を文字あるいは画像で表示できる「教室内・画像提示装置」が整備されている。その他にも、eラーニングプラットフォームのひとつであるMoodleを情報処理センターにおいて導入して全学的な運用を行っている。このMoodleを授業の補助としてだけでなく、学級担任が学級のコースを作成し、学生との情報交換に活用している例もある(資料2-2-③-4, 5)。

課外活動は、体力の維持向上と徳の涵養等の観点から重要である。学生の課外活動の中心となるクラブ活動に対しては、学生委員会の下に課外活動部会を設置した上で、各クラブに2名以上の指導教員を配置するほか、課外活動への技術的支援として、予算枠を確保し学外コーチを招聘している(資料2-2-③-6, 7)。

教員組織規則

(目的)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 7 条の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における内部組織等に関する事項を定め、もって校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(主事)

第 2 条 本校に、学則第 9 条に規定する主事の他に研究主事及び図書館主事を置く。

2 研究主事は、校長の命を受け、研究活動及び地域貢献（主として研究活動に限る。）に関することを掌理する。

3 図書館主事は、校長の命を受け、図書館の管理運営に関することを掌理する。

4 前各項に規定する主事の他に、必要に応じて校長の命を受け、特定の事項に関することを掌理する主事（以下「渉外担当主事」という。）を置くことができるものとする。

5 学則第 9 条に規定する主事の任命は、別に定めるところによるものとし、研究主事、図書館主事及び渉外担当主事は、教授のうちから、校長が任命する。

(校長職務の代理)

第 3 条 学則第 9 条に規定する各主事のもとに、当該主事の職務を助ける主事補をそれぞれ若干名置くことができる。

2 主事補は、教員のうちから、校長が指名する。

3 教科責任者は、当該教科担当教員のうちから、校長が指名する。

(専攻科長)

第 4 条 本校の専攻科に、専攻科長を置く。

2 専攻科長は、専攻科の運営に関する事項についての連絡・調整に関する事項を掌理する。

3 専攻科長は、教授のうちから、校長が任命する。

(専攻主任等)

第 5 条 本校に、電子機械工学専攻及び応用物質工学専攻に専攻主任及び専攻副主任を置く。

2 専攻主任及び専攻副主任は、教授又は准教授のうちから、校長が指名する。

(JABEE プログラム責任者)

第 6 条 本校に、日本技術者教育認定機構が定める教育プログラムの対応責任者として、JABEE プログラム責任者を置く。

2 JABEE プログラム責任者は、教員のうちから、校長が指名する。

3 JABEE プログラム責任者の任期は、校長が別に定める。

(学科長等)

第 7 条 本校の教養教育科及び学科に教養教育科長及び学科長を置く。

2 教養教育科長及び学科長は、教養教育科及び当該学科に係る次の各号に掲げる事項を担当する。ただし、第 2 号及び第 3 号については、これにより難い事情のある場合は、校長の承認を得て、他の教員に委任することができる。

(1) 教育課程及び学生支援に関すること。

(2) 施設設備等の保守管理に関すること。

(3) その他管理運営に関すること。

3 教養教育科長及び学科長は、教授又は准教授のうちから、校長が指名する。

(教科責任者)

第 8 条 一般科目の科目群を次の各号に掲げる教科に区分し、それぞれの区分に教科責任者を置く。

(1) 人文・社会

(2) 数学

(3) 理科

(4) 体育・武道

(5) 外国語

2 教科責任者は、当該教科・科目担当教員との連絡、調整、その他必要な事項を担当する。

3 教科責任者は、当該教科担当教員のうちから、校長が指名する。

(学年主任)

第 9 条 学科の各学年に学年主任を置く。

2 学年主任は、当該学年の連絡・調整に当たるほか、運営に必要な事項を処理する。

3 学年主任は、教員のうちから校長が指名する。

(学級担任)

第 10 条 学科の各学級に学級担任を置く。

2 学級担任は、次に掲げる事項を担当する。

(1) 学級の学習指導及び生活指導等に関すること。

(2) 特別活動に関すること。

(3) その他学級の運営に関すること。

3 学級担任は、教員のうちから、校長が指名する。

(担任補佐)

第 11 条 学級担任のほかに第 1 学年及び第 2 学年にそれぞれ担任補佐 2 人を置く。

2 担任補佐は、学級担任に事故あるときは、その職務を代行する。

3 担任補佐は、教員のうちから、校長が指名する。

(図書館長及び附属施設の長)

第 12 条 図書館に図書館長を置き、図書館主事をもって充てる。

2 次の各号に掲げる附属施設に、当該施設の運営に当たらせるため、長を置き、教授又は准教授のうちから、校長が指名する。ただし、教育研究支援センターの長は、事務部長をもって充てる。

(1) 実習センター

(2) 情報処理センター

(3) 共同研究推進センター

(4) 教育研究支援センター

(学生支援室長、入試対策室長及び女性総合サポート室長)

第 13 条 学生支援室、入試対策室及び女性総合サポート室に、それぞれ学生支援室長、入試対策室長及び女性総合サポート室長を置き、教授又は准教授のうちから、校長が指名する。

(任期)

第 14 条 学則第 9 条に規定する主事及びこの規則に規定する職の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副校長及び校長補佐)

第 15 条 本校に副校長をおき、学則第 9 条に定める教務主事をもって充てる。

2 本校に校長補佐をおき、学則第 9 条に定める学生主事、寮務主事及び本規則第 2 条第 2 項に定める研究主事、第 2 条第 4 項に定める渉外担当主事及び第 4 条に定める専攻科長をもって充てる。

(校長職務の代理)

第 16 条 校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、学則第 9 条に定める教務主事である副校長がその職務を行う。

(雑則)

第 17 条 本校の教員組織について、この規則により難しい特別の事情が生じた場合は、その都度校長がこれを定める。

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 教員組織規則)

学級担任心得（抜粋）

豊かな人間性を育成させるための学級担任心得「まえがき

学校長 高橋 誠記

高専は、高等学校と短大相当の高等教育を継ぎ足しただけの5年制の教育機関ではなく、大学等とは異なるものの、同列の高等教育機関とされており、いわば「化学反応」を期待されているといえますが、組織編成や教育課程など具体的な学校運営においては、それぞれの状況や性質に応じて高等学校や短期大学・大学の仕組みが取り入れられています。

例えば、短大や大学の設置基準には「学級」に関する規定は見られませんが、高校の設置基準には、「一学級の生徒数は、四十人以下とする。」と規定されており、高専の設置基準では、同一学年の学科毎に学級を編成することとして、「一学級の学生の数は、四十人を標準とする。」となっています。ちなみに、公立高校の四十人学級は平成五年からの計画であるのに対し、高専は、創設当時から既に四十人以下とされていましたので、先進的である一方、現状では残念ながら優位性がなくなっていることとなります。

そして、学級が編成される以上、学級経営という概念が必ずついてきます。小中学校や高校の学級担任は、年度当初に学級経営案を作成して管理職に提出するらしいのですが、学校種別や学生の心身の発達段階に応じて学級経営の内容や方法は異なって当然ですし、高等教育機関らしい取組があると思います。コントロール「do things right」よりも、文字通り、マネジメント「do right things」の意識が重要だと思います。

最近、大学改革、特に FD（ファカルティデベロップメント）活動やきめ細かい学生支援の一環として、クラス担任制度を導入する大学や短大が増加しています。高専教育の特色や先進性がこの点でも相対化してきているように思えますが、我々は、これまでの実績をベースにさらに前進しなければなりません。

本校の在籍教員のうち、就任時点で学級担任の経験を持っていた教員は10人程度と極めて少ない状況であり、今後も大きくは変わらないはずですが、従って、大部分の教員にとって、クラスマネジメントのスキルは、日常の教育研究活動や学生指導を通じて習得しなければなりません。それにもかかわらず、本校の教育理念である「知・徳・体の全人教育」という面からは極めて重要です。学生が入学して2、3年間の心身の発達状況を考えると、教員にとって OJT の要素がありながら、失敗は許されないということです。

この小冊子は、タイトルが示すように「豊かな人間性を育成させる」ため、日常の担任業務の遂行上、必要な情報がほとんど網羅されているように思えます。今年度初めて学級を担任する教員はもちろんのこと、数回の経験を積んだ教員も油断することなく、この小冊子をしっかりと読んでいただいて、例えば、「留年、退学生ゼロ」「朗かで清潔」など、自らの学級経営案を思い描きながら、PDCA サイクルを回していただくことを改めてお願いします。また、学級は「生き物」に例えられるように、小冊子が想定していない事件・事故の可能性もあります。担任一人が問題を抱えることなく、学校全体で知恵を出しあえるような環境づくりが重要だと考えています。

ある小学校の校長先生が、学級経営の基本は、「あいさつ」「勉強」「整理整頓」だとの趣旨を述べていました。学校種を超えて、共通する明快な思想があるように感じられます。この小冊子を読み終えるまでには少し時間がかかるかも知れませんが、当分の間の指針として考えてみてはどうでしょうか。

1. 担任の心得（必読）

基本姿勢

1. 学生の人間性を尊重し、平素より学生の声に耳を傾け、細やかな心情の理解に努める。
2. 課外活動教員や教科担当、寮務主事（学寮生）等と連絡をとり、学生の現状把握に努める。
3. 学生の行動の変化や取り巻く環境等に意を配り、保護者との連絡を密にする。
4. 学業に躓きをみせている学生には、特に細やかな指導、配慮を行う。

支援・指導の留意点 ～”キャッチカウンセリング“を心がける～

1. 日頃から学習・生活状態に心配り、目配りを怠らない。
2. 懇談時には、学生の方を見て話し、現状の思いや考えを傾聴する。
3. 焦らず、学生の心に届く言動に努める。
4. 重大な問題行動を未然に防ぐためには、早期発見・早期指導を心がけ迅速な対応に努める。

学生にやる気をおこさせるには ～学生との向き合い方～

1. 問題のある学生とも信頼感を保持する
(信頼とは、学生にだまされる覚悟でよせるもの)
2. 頼りない学生をも一人前の学生として遇する
(学生は、同情でなく対等の人間としての共感に共鳴する)
3. 結果ではなく、過程を重視する
(勝敗や能力ではなく、貢献や協力を認める)
4. 他人との比較ではなく、個人の過去と比較して成長を認める
(当人にしかない資質を評価する)
5. 一週間に一回は話を聞く
(学生の話に「そうか、そうか」と聞くだけでもいい)
6. 学生を非難する「おまえ」より、私自身を語る「私」を用いる
(学生は、「おまえは」ではなく、「私は」という言い方に感応する)
7. ホーム・ルールをつくる
(ルールをうち立てることで、学生に自由と責任の感覚が育つ)
8. まわり道をして、遠くから見守る
(たとえ一人でも信頼できる教師が学生には要る)
9. できない部分でなく、できている部分を評価する
(達成できた部分を評価されると、出来てない部分に目が向かう)
10. 勇気を奮いたたせれば、問題行動は起こりにくい
(1. 勇気をくじかれた学生は、関心を引くためにマイナス行動をとる)
(2. 勇気を失くした学生は、力を誇示するため教員と主導権を争う)
(3. 主導権争いにも負けた学生は、復讐をはじめめる)
(4. 最もくじかれた学生は、教員に無能さを示すようになる)

(参考文献：星 一郎著「子どもを勇気づける 20 の方法」 ごま書房 1998 年 6 月)

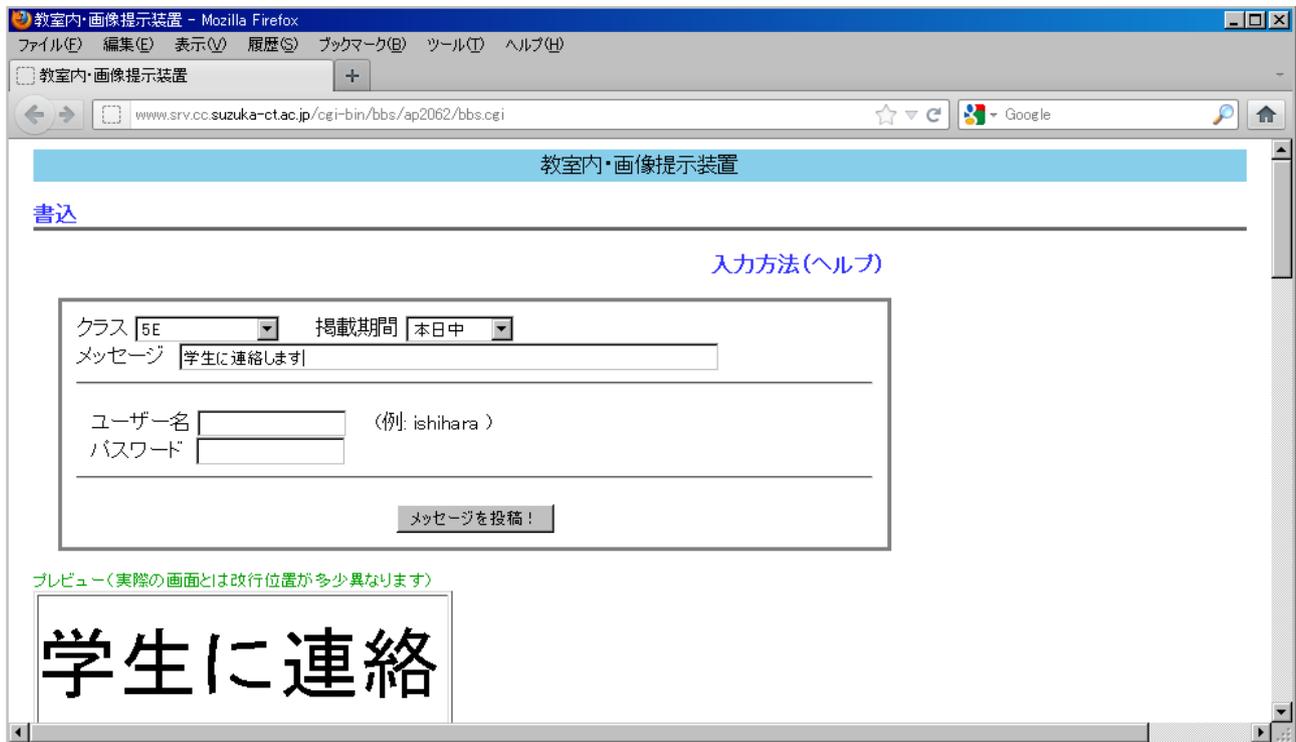
(出典 学生課資料)

平成23年度 学生支援担当教職員研修会実施要項

目 的	学生相談員および学級担任をはじめとするすべての学生支援担当教職員が問題を抱えた本校学生に気づき、どのように対処すればいいのかを学び、さらに、前向きな心を育てる教育や教職員に求められるものについて理解を深めることを目的とする。
実施日時	平成23年7月27日（水）10：00～11：30
実施場所	第一会議室
対 象 者	全教職員
講 師	鈴鹿工業高等専門学校 心理カウンセラー 山本 道子 先生
演 題	TEGⅡの解説～学生一人ひとりのよさを見出す～

（出典 学生課資料）

教室内・画像提示装置



(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 教室内・画像提示装置)

鈴鹿高専Moodleクラスルームコース



(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 鈴鹿高専Moodleクラスルームコース)

クラブ指導教員一覧

平成24年度 クラブ部長・クラブ部長補佐・指導教員分担

(学生会文化部門)

音楽クラブ	クラブ部長	伊藤 明
音楽クラブ	クラブ部長補佐	佐脇 豊
音楽クラブ	クラブ部長補佐	森 育子
E S S	クラブ部長	マイケル ローソン
E S S	クラブ部長補佐	井上 哲雄
写真クラブ	クラブ部長	小林 達正
写真クラブ	クラブ部長補佐	花井 孝明
美術クラブ	クラブ部長	下古谷 博司
文芸クラブ	クラブ部長	久留原 昌宏
無線クラブ	クラブ部長	井上 哲雄
囲碁将棋	クラブ部長	堀江 太郎
囲碁将棋	クラブ部長補佐	豊田 哲
茶道クラブ	クラブ部長	桑原 裕史

(学生会体育部門)

サッカー部	クラブ部長	民秋 実
サッカー部	クラブ部長補佐	渥美 清隆
サッカー部	クラブ部長補佐	篠原 雅史
ラグビー部	クラブ部長	奥田 一雄
ラグビー部	クラブ部長補佐	北村 登
ラグビー部	クラブ部長補佐	船越 邦夫
水泳部	クラブ部長	森 誠護
水泳部	クラブ部長補佐	下野 晃
水泳部	クラブ部長補佐	小川 亜希子
女子バレーボール部	クラブ部長	林 浩士
女子バレーボール部	クラブ部長補佐	松尾 江津子

(学生会体育部門)

陸上競技部	クラブ部長	船越 一彦
陸上競技部	クラブ部長補佐	近藤 一之
陸上競技部	クラブ部長補佐	三浦 陽子
バドミントン部	クラブ部長	長原 滋
バドミントン部	クラブ部長補佐	奥野 正明
バドミントン部	クラブ部長補佐	丹波 之宏
硬式野球部	クラブ部長	藤松 孝裕
硬式野球部	クラブ部長補佐	和田 憲幸
硬式野球部	クラブ部長補佐	平井 信充
ソフトテニス部	クラブ部長	大貫 洋介
ソフトテニス部	クラブ部長補佐	山口 雅裕
ソフトテニス部	クラブ部長補佐	甲斐 徳高
テニス部	クラブ部長	柴垣 寛治
テニス部	クラブ部長補佐	出口 芳孝
テニス部	クラブ部長補佐	西村 一寛
バスケットボール部	クラブ部長	川本 正治
バスケットボール部	クラブ部長補佐	日下 隆司
バスケットボール部	クラブ部長補佐	山田 伊智子
W・V部	クラブ部長	黒田 大介
W・V部	クラブ部長補佐	奥 貞二
W・V部	クラブ部長補佐	柴田 勝久
柔道部	クラブ部長	仲本 朝基
柔道部	クラブ部長補佐	高倉 克人
柔道部	クラブ部長補佐	豊田 哲
剣道部	クラブ部長	細野 信幸
剣道部	クラブ部長補佐	川口 雅司
剣道部	クラブ部長補佐	南部 智憲
バレーボール部	クラブ部長	淀谷 真也
バレーボール部	クラブ部長補佐	澤田 善秋
バレーボール部	クラブ部長補佐	林 浩士
弓道部	クラブ部長	西岡 将美
弓道部	クラブ部長補佐	末次 正寛
弓道部	クラブ部長補佐	南部 紘一郎
卓球部	クラブ部長	中井 洋生
卓球部	クラブ部長補佐	井瀬 潔
卓球部	クラブ部長補佐	生 貝 初
空手部	クラブ部長	伊藤 清
空手部	クラブ部長補佐	小倉 正昭
空手部	クラブ部長補佐	田村 陽次郎
ハンドボール部	クラブ部長	山崎 賢二
ハンドボール部	クラブ部長補佐	兼松 秀行
ハンドボール部	クラブ部長補佐	山本 智代
ハンドボール部	クラブ部長補佐	鬼頭 みずき

(同好会)

華道	指導教員	近藤 一之
ピアノ	指導教員	白木原 香織
カード	指導教員	久留原 昌宏
アコースティックギター	指導教員	花井 孝明
ソーラン	指導教員	南部 紘一郎
ソフトボール	指導教員	山本 智代
合唱	指導教員	篠原 雅史
自転車同好会	指導教員	打田 正樹
動画同好会	指導教員	丹波 之宏
科学同好会	指導教員	山崎 賢二
放送同好会	指導教員	青山 俊弘
スキー同好会	指導教員	森 誠護

(出典 平成24年度学生便覧p. 195)

平成23年度クラブ学外コーチャー一覧

No.	クラブ名	氏名
1	陸上競技	浜野 怜爾
2	硬式野球	桂山 和久
3	ソフトテニス	芦谷 満弥
4	テニス	服部 慎也
5	バスケットボール	河内 隆慶
6	柔道	前川 忠秀
7	柔道	岡野 英治
8	バレーボール	津村 昌利
9	女子バレーボール	鈴木 利佳
10	弓道	笠原 弘嗣
11	空手道	渡邊 康之
12	ハンドボール	芝田 健一
13	サッカー	寺尾 肇浩
14	ラグビー	水谷 洋弥
15	自動車	田中 右治
16	美術	浅井 清貴
17	囲碁将棋	武田 祥典
18	茶道	鈴木 満子
19	音楽部	池田 逸雄
20	剣道部	直江 克典
21	ESS	平井 聡子

(出典 学生課資料)

(分析結果とその根拠理由)

学級担任制度の充実を図り、各学級担任が学生一人ひとりに目を向け、個性の伸長等きめ細かい教育指導に努めている。また、情報伝達システム等の整備を進め、教育活動への支援を行っている。課外活動に関しては、複数の指導教員及び学外コーチャーを配置し、課外活動の充実強化を支援している。

以上のことから、教育活動を円滑に実施するための支援体制が十分に機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

本校に設置された準学士課程の5学科及び専攻科は、工学ないしは技術者教育の組織として優れたものとする。学校全体として優れた教育を実践することを目指し、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を系統的かつ適切に整備している。また、教職員が連携してさらに良い教育の成果を上げるための支援体制も機能し、継続的な改善を行っている。

(改善を要する点)

該当なし。

(3) 基準2の自己評価の概要

本校に設置された準学士課程の5学科は、工学系の主要な5分野からバランスよく構成されており、高度な専門知識と創造力、判断力を身に付けた実践的技術者を育成するための体制が整っている。

また、専攻科課程の2専攻及び「複合型生産システム工学」教育プログラム(2003年度 JABEE認定)では、高度な専門知識と創造力、判断力を身に付けた国際的に活躍できる実践的技術者を育成するための十分な体制を整備している。準学士課程5学科及び専攻科はそれぞれの学習・教育目標を掲げており、これらの学習・教育目標と本校の教育目的が整合していることから、学科及び専攻科の構成が、学校全体が目指す教育の目的を達成する上で適切なものとなっている。

本校は、全学生が使用する教育施設として、情報処理センター、実習センター及び共同研究推進センターを設置している。これら3つの施設は、授業以外にも多くの学生・教職員に利用されており、本校の教育の目的を達成するために不可欠の施設となっている。

学校全体としてより良い教育を展開していくために、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が適切に整備され、効果的に機能している。校長の統括のもと、教務委員会及び学生委員会を設置して、それぞれの委員長を教務主事及び学生主事が務めている。さらにそれぞれの主事補を置き、教育活動に係る重要事項を審議している。教務委員会と学生委員会の下に分科会及び部会を設置して、それぞれ専門的な問題点を整理して実施する組織として活動している。

教員間の連携という点では、教務主事の統括の下、一般科目及び専門科目の教員が連携して教育課程・教育の方法をより良いものに改善するシステムを整備している。

本校は、学級担任制度の充実を図り、各担任が学生一人ひとりに目を向け、教育の成果が十分上がるようきめ細かい指導を行っている。また、担任のしおりの作成や学生支援担当教職員研究会の実施を通して担任への支援を行っている。課外活動に関しては、複数の指導教員及び学外コーチを配置し、課外活動の指導が円滑に実施できるように支援している。